



小野出身近衛兵から見た竹橋事件：鎮台入営から近衛兵除隊まで（〈小特集〉文書群の活用にあたって）

津熊，友輔
出水，清之助

(Citation)

Link : 地域・大学・文化 : 神戸大学大学院人文学研究科地域連携センター年報, 11:133-172

(Issue Date)

2019-12

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCOI)

<https://doi.org/10.24546/81011932>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81011932>



小野出身近衛兵から見た竹橋事件

—— 鎮台入営から近衛兵除隊まで ——

津熊友輔・出水清之助

はじめに

本稿は小野市立好古館所蔵の「伊藤家文書」¹を用い、一兵士の視点から竹橋事件を捉え返すことを通じて、同事件の原因・背景について再考することを目的とする。

二〇一七年度より神戸大学大学院人文学研究科地域連携センターは、小野市立好古館との協力により、同館所蔵「伊藤家文書」の調査・研究を実施してきた。その成果は、同館二〇一八年企画展「小野藩士族がみた西南戦争」、二〇一九年企画展「幕末・明治の小野と軍隊」として発表してきた。二〇一九年企画展「幕末・明治の小野と軍隊」では、「I. 幕末維新期の小野

藩の農兵」、「II. 近代軍隊と西南戦争」、「III. 竹橋事件と小野」、「IV. 小野市域と軍隊」という構成のもと、同館所蔵及び個人蔵の古文書を用いた展示を行った。「伊藤家文書」を活用したII・IIIは本稿の執筆者である津熊・出水が史料の分析・解説等を担当し、伊藤景治という小野出身の近衛兵に焦点をあて、一近衛兵の視点から竹橋事件の捉え返しを試みた。本稿は、こうした一連の小野市との連携事業の成果を基礎としたものである。

竹橋事件とは明治一一（一八七八）年八月二三〜二四日の深夜、近衛兵が起こした武装蜂起のことであり、日本で初めての兵士反乱事件とされている。西南戦争後の待遇悪化などに不満をもった近衛兵は、東京竹橋にあった兵営で蜂起し、上官二名を殺害した後、天皇に直訴しようと大砲を押し立てて皇居を行

進するなどした。事件はすぐに鎮圧されたが、死刑五五名、準流一〇年一八名を含めた総計三六一名が処罰されるなど、世間に大きな衝撃を与えた。また、この事件の影響で軍人訓戒の配布や徴兵令改正が行われるなど、軍事制度にも重要な転換をもたらした。

このような重大な事件であったにもかかわらず、事件後の近衛兵は「逆徒」と認識されたため、戦前においては研究する意義が認められず、ほとんど検討対象とされなかった。同事件に関する研究が深められるのは戦後になってからである。特に七〇年代に入り竹橋事件百周年が近づくと、民権運動との関わりも念頭に置きつつ、事件の真相解明やそれを通じての遺族の名誉回復を目的として、史料発掘運動が展開し研究は大きく進展した^②。その後の研究は裁判資料、公文書、維新官僚の書簡、遺族への聞き取り調査を用いながら、事件の背景を実証的に解明し、事件の大きな原因として西南戦争後の待遇悪化があったという評価を定着させていった^③。一方で、竹橋事件研究は元来顕彰運動という性格を内包していたがゆえに、民権思想との関係が強調され、蜂起主体である近衛兵そのものの実態については十分に検討されてこなかった。

近年の研究ではこれらの成果や評価を前提としながら、明治政府の陸軍構想や民権運動との関係の再検討など、様々な視角から分析が行われている。大島明子氏は、竹橋事件には兵士の

不平不満では説明がつかない複雑な要因（民権思想や世直し思想など）が存在するとしながらも、兵士の「不平」そのものの実態に注目することの重要性を提起した。大島氏は明治二二（一八七九）年改正前の徴兵令・近衛兵制度の問題点を指摘し、当時の近衛兵は待遇が鎮台兵並化していくにもかかわらず、服役年限は長く専門職業的品格が保持されていたとした。そのうえで、こうした近衛兵の実態は、専門的職業軍人である士官が非職業的徴兵兵士を指揮するという、当時の建軍構想との間で矛盾が生じていたと指摘した。

次に宮地正人氏^⑤は、国民皆兵観念から生じた「兵士民権」を設定し、その内在的な論理から事件の発生を説明した。「国民皆兵」観念に基づく徴兵制の下では、生命を賭して戦闘させられる兵士は「わが命、捧ぐべき国はありやなしや」を自問自答せざるを得ない。特に服役年限が長く主体性と自発性が備わっていた近衛兵は、国家と自身の関係に自覚的であり、こうした自問自答は必然的なものであった。その結果、竹橋事件のような大規模な事件が論理的必然として生じたというのが宮地氏の同事件に対する評価である。

こうした近年の研究は、徴兵制導入期の社会状況を視野に入れないながら、兵士の「不平不満」や「主体性」の論理を明らかにしつつ、事件をより内在的に捉えていこうとする点で共通している。しかし、大島氏の研究は直接の分析対象が竹橋事件後の

「余波」であり、竹橋事件当時の兵士の「不平」の内実そのものを深めたわけではないという点で課題がある。また宮地氏の研究についても、兵士の「自問自答」を表す史料は示されておらず、「自問自答」を必然化する近衛兵の「主体性」についても具体的に検討されているわけではない。いずれの研究も近衛兵という存在そのものを把握しようとする分析視角をとっているが、近衛兵自身が書き残した史料を十分に用いていないという点で限界を有するのである。この点は、近衛兵自身が記した史料がほとんど残っていないという大きな問題に帰着する⁶⁾。

本稿は兵庫県（当時は飾磨県）加東郡小野出身の近衛兵である伊藤景治が、主に地元の兄伊藤欣平に当たった書簡を用いることで、こうした研究状況の打破を試みる。伊藤景治は小野藩家老格である伊藤忠内の三男であり、土族の子弟として明治維新を迎え、明治七年の徴兵で創設間もない軍隊に入った。兄欣平は忠内の長男であり、初代の小野村長を勤めるなど、維新後の地域社会に影響力をもった実力者であった。「伊藤家文書」内には、景治が入営後に地元の兄に宛てた書簡が多数残っており、書簡には兵営生活などについて詳細に記されている。本論で具体的にみていくが、伊藤景治は事件には参加しておらず、同史料は竹橋事件に関する通説を大きく覆すという性格のものではない。一方で、これらの史料は兵士の実態解明に資する好史料でもあり、同史料を検討することは、兵士のもった不満や「主

体性」を具体的に捉えることにつながる。

本稿では近年の研究が重視している服役年限を分析軸に据え、伊藤景治という一兵士が置かれた社会状況に即しながら不満（以下、本稿では兵士の抱いた不平や不満は、不満という言葉で統一する）の内実を検討する。これによって、竹橋事件を一兵士の視点から捉え返し、事件の原因や背景について再考してみたい⁷⁾。

以下本論の構成としては、まず伊藤景治の入営から近衛兵転入までの時期を扱い、一兵士が抱いた不満の実態及び形成過程を解明する（第一章）。次に近衛兵たちが抱いた不満が事件に発展する要因について考察を加える（第二章）。そして最後に事件が一兵士にもたらした影響について検討する（第三章）。以下、「伊藤家文書」の史料を引用する際は【史料①】などと表記する。これは後掲《史料編》の史料番号と符合している。

一 一兵士における不満の形成過程とその内実

（一）明治初期の徴兵制と伊藤景治の入営

本章では伊藤景治の書簡の検討を通じて、入営から近衛隊転入までの過程を追いながら、一兵士が兵役に際して抱いた不満の内実とその形成過程について明らかにする。

国民に兵役の義務を課す徴兵令の成立は、社会に大きな変化

をもたらした。特に成年男子にとつては避けて通ることのできない、将来を大きく左右する制度的変革であったといえる。まずは当時の徴兵制について、論旨に関わる範囲で一通り触れておきたい。⁸⁾

徴兵令によれば、一七歳から四〇歳までの男子は国民軍に編入され、そのなかで徴兵適齢である満二〇歳以上二二歳未満の者が検査を受ける。検査に合格した者で、さらにくじ引きを行い、その結果によつて①常備軍（入営して三年服役、終了後第一後備軍へ編入）、②第一・第二後備軍（各二年服役、戦時に召集）、③国民軍（「全国大挙」の戦争時のみ服役）に振り分けられる。常備軍へ配属された場合、鎮台で三年間服役し、除隊後は第一後備軍で二年間、さらに第二後備軍で二年間服役し、退官後も真つ先に召集されるという過酷な負担が課せられることになる。

このような体系性をもつ徴兵令に基づき、明治六年（一八七三）には東京鎮台管下の東京府ほか一六県で、最初の徴兵が行われた。続いて翌明治七年（一八七四）には名古屋・大阪の鎮台管下でも徴兵が実施された。この時の徴兵では、名古屋は砲・工・輜重の徴集を、大阪は工・輜重の徴集を見合わせていたので、前者は歩兵のみ、後者は歩兵と砲兵の徴集がなされた。⁹⁾ また、この両鎮台管下での徴兵は、嘉永六年（一八五三）二月一六日から安政元年（一八五四）二月一五日までに出生した者が徴兵

対象となっていた。

次に本稿で検討する伊藤景治（以下、景治と表記）の入営についてみていきたい。景治は嘉永六年生まれであり、偶然にもこの最初の徴兵の対象となった。さらに、くじ引きの結果、最も過酷な常備兵への配属が決定し、砲兵として大阪鎮台に入営することとなったのである。

当時の制度では広範な免役条項が存在し、兵役を逃れることや代人料二七〇円の納入による服役免除も可能であった。また、当籤となった場合でも同府県内の親族間に限つてくじの交換が可能であり、双方の父兄等が話し合い、戸長の証明印があれば選考することになっていた。徴兵逃れは役場を含めた地域ぐるみで行われており、¹⁰⁾家が地域の有力者である景治は兵役負担の回避や転嫁など、ある程度選択できる状況にあつたと考えられる。しかし、結局彼は入営する道を選んだ。景治がどのような経緯で入営したかは不明だが、いくつかの史料から入営後の彼が置かれた状況について明らかにしておきたい。

入営の数ヶ月後に書かれた兄伊藤欣平宛ての書簡【史料①】には次のようなことが書かれている。

過日願之免役之義ハ如何哉、私承り候ニ、交代之人御座候得者、随分相成候趣、貴地二者別二代人ト申上候も有之間敷候得共、僧歟又ハ新平民なれハ随分可有之ト被存候、何共御繁劇之折恐入候得共、一応御周旋可被下候、若如願免

役二相成候ハ、此俣帰不申、屹度修業仕候

この書簡では入営して間もない景治が免役を強く望んでいることがわかる。また、もし免役が叶えば故郷には帰らず修業する旨も述べられている。前述したように、導入直後の徴兵制は合法的な徴兵逃れが可能であった。一方で、入営後の徴兵逃れ（免役）は厳しく制限されていた。「徴兵令参考」によれば入営後は「免役規則」は適用されず、家を継ぐ人間の死去や、「不療」の病気の罹患など、やむを得ない場合を除いて免役は一切認められない原則であった^①。この書簡で述べられているような免役願が実現する見込みがあったのかどうかは、当時における入営後免役の実態も含めて、今後さらに考察される必要があるものと考ええる。

このように景治は比較的容易な入営前の徴兵逃れではなく、実現する可能性の低い入営直後の徴兵逃れの周旋を兄に依頼しているのである。一般的にこうした免役願の背景には、軍隊生活もたらす苦痛があると考えられる。一方で、景治の書簡には軍隊生活に伴う苦痛に耐えられなくなったというような内容は記されていない。むしろこの書簡の後半部分では「私も士官・下士官二大ニ加愛かられ候」とあり、景治の軍隊内環境は比較的良好であったと思われる。当時の軍隊では士族士官と徴兵で集められた兵士の間には、軍紀保持以上の身分的差別があつ

たとされるが、士族である景治はそうした状況にはなかつた。入営直後の免役願に至る背景を理解するために、続いて約二週間後に書かれた書簡【史料②】を検討する。

此度ハ十八ヨリ三十歳迄之徴兵故、宇多氏・崎田氏ハ募二
 応し可申左候得者、入営後私も同様ニ後悔被致可申、実二
 可憐悲、未何等之御沙汰無之哉、未無御座候ハ、早遁逃
 之御手当有之様御致声奉願、万一検査等も相済候得者、致
 方無之候

御両親始皆様へ宜、私も日々研究仕候得共、何分無間人故、
 殆困弊仕候

ここでは明治七年の臨時徴兵にあつて、郷里の知り合いに徴兵逃れを推奨する内容が記されている^③。この書簡で注目すべき点は、自らの入営を「後悔」と述べていることである。「後悔」と表現されているということは、景治が当初徴兵に対して抱いていたイメージと、実際の兵営生活の間で何らかの懸隔が存在していたことを示唆している。

徴兵段階で景治がいかなるイメージを有していたのかについては、史料からは判然とせず、明らかにすることができない。むしろ、成立して間もない当時の徴兵制度に対して具体的なイメージをもつことは困難であると考えられ、景治にしてもおそらく漠然としたイメージを抱いていたに過ぎないと考えておきたい。

以上、当時の徴兵制度を視野に入れながら、景治の入営について検討してきた。入営後に「後悔」の念を抱いた景治は、結果的に不満をもちながら、大阪鎮台で服役していくこととなる。しかし、ただ不満を抱きながら兵役をつとめていたという訳でもなく、「此俟帰不申、屹度修業仕候」や「日々研究仕候」とあるように、入営中に学問を志向する姿勢もみせていた点には注意が必要である。次にこうした不満が増幅される契機となった近衛兵への転入について検討する。

(二) 近衛兵への転入

景治の近衛兵への転入を検討するにあたり、まずは当時の近衛兵制度について簡単に述べておきたい。近衛兵は薩長土三藩の献兵によって組織された御親兵が、明治五年（一八七二）の近衛条例によって改称して成立した。明治六年に徴兵令が発布されると、近衛兵は解体・再編成され各鎮台より選抜された兵から編成されることとなった。以上のような制度改革を経て、近衛兵が当初有していた雄藩連合軍的な性格は喪失し、次にみられるような新たな特徴が付与された。

明治六年の「近衛兵編成並兵額」によれば、近衛兵の特徴は以下の四点である。①天皇の側に仕える、②全国諸兵の模範兵でありそれ相応の給料が貰える、③各鎮台の熟練兵の中から選抜されるエリートである、④後備軍への編入は免除される代わりに通常

より長い五ヶ年の兵役義務がある。このように徴兵制導入後の近衛兵は、名誉あるエリートとしての性格を持ったかわりに、一般兵卒よりも二年長い兵役義務を課せられたのである。

こうした性格をもつ近衛兵への転入は、一兵士にどのような意味をもって受けとめられたのだろうか。次にみる書簡【史料③】には、近衛兵入隊の経緯および当時の景治の心情について記されている。

小生当二日神港ち帰營同七日陸軍卿山県公射的御試験ニ付
泉州信太山へ出張……中略……過日者契兄清也君義、
學術為成業被致上京実に羨慕罷在候、僕も事機ニ因レハ爰
十四五日之中ニ近衛へ転入候哉も相分不申、若右様ニ候得
者何れ至急ニ可相成

ここからは明治八年の近衛砲兵の選抜が、陸軍卿山県有朋の直接閲兵のもと実施されたこと、信太山で射的試験があつたことが判明する。さらに、清也という人物^①が学業のために上京することに対し羨望の念を抱き、自身も近衛兵に転入することになった場合は、上京することになるだろうと述べている。加えて書簡の追伸には、近衛兵に選抜されれば「愉快」であることや、「大坂之三年」より「東京の五年」が望ましいこと、天皇の護衛は「有志之士所望」であると記されている。

現状への不満を抱きながら兵役をつとめていた景治にとつて、近衛兵への選抜は喜ばしいこととして受けとめられたと思

われる。特に知人が学術のために上京したことを羨望していることからわかるように、学問を志向していた景治にとつて、東京へ異動すること自体が望ましいことだったと考えられる。また、近衛兵として天皇を護衛するという名譽も、景治にとつて魅力のあるものとしてうつつたようである。ここでは「後悔」を抱きながら鎮台兵として服役することよりも、上京し近衛兵へ転入することに可能性を見出しているといえる。

こうした景治の姿勢は、これからさらに五年間服役しなければならぬことを考慮すれば、一見楽天的にもみえる。しかし、十日後の書簡【史料④】には「昨今之諷説二者七年四月入営之向者当夏中ニ常備軍免役ニ相成、後備軍拜務候哉之説有之、左無くとも是非一度休暇可有之、唯其而已待居申候」とあり、当時の隊内では、常備軍の免役、後備軍への編入という風説が存在していたことが判明する。こうした風説が、兵士の希望から自然発生的に流布したものなのか、意図的に流されたものなのかを明らかにする材料はない。ただ少なくとも、当時の兵士が近衛兵への転入を積極的に受け入れる状況が存在していた可能性は指摘できるだろう。

さて、これまでみてきた通り、景治は上京および近衛兵への転入を積極的に捉えていた。しかし、実際には景治のこうした思惑は外れ、転入後に彼の不満はむしろ増幅されることとなる。転入直後の明治八年六月二三日に書かれた次の書簡【史料⑤】

では、早くも除隊を望んでいることがわかる。

私義も兼而宿願之通当地江参り候ハ真二本懐ニ候得共、何分年限之長相成候ニハ殆困弊、兼而徴兵令ニ出ごとく入営日より更ニ五ヶ年、左様候得者杖をついて歩行する年輩ニ至可く、実ニ先之目的モ無之、ケ様な所ニ長く頓在仕候ハ真ニ慨歎之至、御憫察可被下候、毎々申兼候得共何歎能き除隊之御策略無御座候ハず哉奉伺候、右様之事申ハ男子之可申事ニあらず、併前途も遠き身なれハ将来之目途を相立申度、其目途といふハ別ニ無之只々道学研究より他無御座と存候、尊意如何思召被遊候哉篤と御示諭被下度候

ここでは上京が「宿願」「本懐」と述べられていると同時に、服役年限が長いことを慨嘆し、除隊できる道を探っていることが判明する。また、現状は前途が暗いので将来の「目途」を立たいが、特に見込みもないので「道学研究」するよりほかに、と心中を吐露している。

景治は近衛兵への転入を契機として望み通り上京したが、近衛兵は「有志之士所望」を叶えるような場所ではなかったようである。見込みが外れた彼は、結局将来の目途を立てられないまま、兵役期間だけが引き延ばされた現状に「慨歎」することとなった。しかも、「近衛兵編成並兵額」では「奉命其日ヨリ更ニ五ヶ年ノ役ヲ帯ハシメ」とあり、彼がこれまで大阪鎮台で勤めてきた約一年間の徴兵期間は実質的に一度リセットされ、再

度五ヶ年にわたる兵役につかなければならなかったのである。

さらに転入して一年後には「古人云光陰ハ百代之過客浮生如夢と、真ニ白駒之隙ヲ過ルヨリモ疾ク相覺申候、其中当地ニ来リ一層早ク覺醉生夢死ニ止候ヲ慨歎ニ不勝居候」(史料⑥)と自身の望みが叶わないまま無意味に時間だけが過ぎていくことを「慨歎」している。

以上のように、近衛兵への転入は当初肯定的、楽観的に受け止められた。しかし、実際は五年という長い兵役をつとめなければならず、彼が入営以来抱えていた不満はより増幅されることとなったといえる。

(三) 不満の内実と「主体性」

ここまで景治の徴兵から近衛兵転入までの足跡を辿りながら一兵士の不満が形成されてくる過程を検討した。(三)では、こうした一兵士の不満の内実を整理しながら、それが当時の近衛兵一般とどのような関係にあるのか考えてみたい。それと同時に、こうした不満と宮地正人氏が指摘している近衛兵の「自主性・主体性」との関係についても検討を加える。

これまでみてきたように、景治は徴兵に関して何らかのイメージをもって入営したが、実際の兵営生活との間に相違があったのか、すぐに免役願を出すも受け入れられず「後悔」した。また、近衛兵への転入の際も、当初は上京できる境遇を肯定的

に捉えていたが、結局引き延ばされた長期の兵役に「慨嘆」することとなった。こうした一連の景治の動きから読み取れる「後悔」や「慨嘆」は、入営や近衛兵への転入がもつ意味を具体的にイメージできないところに起因していると考えられる。

兵役を経験した人間が周りにいない当時にあつては、入営や近衛兵への転入がもつ意味を正確に捉えることは困難だったと思われる。大きく時代が転換し、日々制度設計が改められていくなかで、徴兵がもたらす自身の将来への影響を具体的にイメージする術はなかっただろう。

徴兵制度に関わる節目の度に、彼の思惑は外れ続け、結果として流されながら生きていくような状態になり、不満は高まったのである。こうした兵役を具体的にイメージできないことに起因する不満は、景治に限らず初めて徴兵を経験する兵士たちには、共通して認められるものではないだろうか。ここでは、景治と同じように、こうした不満を抱えた人々を「徴兵・近衛兵第一世代⁽⁵⁾」と捉えておきたい。

また、景治は将来の用途を立てられず、無意味に時間だけが過ぎていくことを「慨嘆」していた。特に近衛兵は職業軍人になるわけでもないのに、五年間も兵役をつとめなければならず、兵士の将来に多大な影響を与えた。こうした徴兵がもたらす将来への不安に起因する不満のためか、景治は学問を志向する姿勢をみせ、兵営生活の中でも日々研究に励んでいた。このよう

な姿勢は、二〇代前半の貴重な「修業期」を無意味な兵役に費やされてしまっていることと大きく関係する。

こうした徴兵に伴う将来への不安に基づく不満は、ほかの多くの兵士も抱いていたと考えられる。たとえば、後に竹橋事件の中心人物となった小島万助は裁判において、「僅カノ日給積金ヲ以テ満役帰郷ノ後別ニ二戸ヲ立ルノ手段無之左レハトテ終身父兄ノ厄介ト相成ル事モ致シ難ク他家へ養子等縁付度モ貫ヒ方無之^⑬」と述べている。ここからは、免役後に生業を確立することがいかに困難であったかをうかがうことができる。比較的恵まれた境遇の士族である景治と、小島ら農民が抱く不満の間には差異があるかもしれないが、五年の長期兵役がもたらす将来への不安に基づく不満を抱いたという点で両者は共通していると考えられる。出自の違いによって、不満の内実にはあっても、彼らは徴兵から逃れることの出来なかつた次男三男の集まりであった。それゆえ、免役後に帰省しても家に居場所がなく、自身の手で身を立てなければ行く当てがないという共通した境遇にあった^⑭。

このように、景治の不満の内実は、入営や近衛兵への転入がもつ意味を具体的にイメージできないことや、徴兵によって将来への不安が生じることから構成されている。こうした不満は「徴兵・近衛兵第一世代」であることや、「次男三男」という境遇に起因して生じたものと思われる。景治が抱えたような不満

は、こうした「徴兵・近衛兵第一世代」の人々（多くは次男三男）に広く共有されていたと考えることができるのではないだろうか。

通説では西南戦争を契機とした、近衛兵の特権性の剥奪や待遇の悪化が不満の要因として強調される傾向にある。しかし、実際の近衛兵の中には、西南戦争前の近衛兵入隊時点で相当な不満をもつ景治のような人がいたことは注目すべきである。

これまでみてきた通り、景治は基本的には不満を抱きながら服役していた。これに対して「はじめに」で触れたように、宮地正人氏は前出論文において「推挙された兵卒自身が残り二年ではなく、残り五年の長期にわたる近衛兵役をあえて勤め上げる主体性と自発性を自らの中に保持していなければならなかつた」（二三三頁）と指摘している。宮地氏の指摘は徴兵兵士から選抜される近衛兵を志願兵とみなしている点で議論すべき余地はあるが、実際に西南戦争の際の近衛兵は勇戦奮闘しており、彼らの根底に「主体性」や「自発性」を認めることは出来るだろう。近衛兵のなかに不満が存在しながら、宮地氏の指摘しているような「自発性」や「主体性」が成り立つとすれば、可能性としては以下のようなことが考えられる。以下、両者の関係性について仮説的な議論を展開しておきたい。

そもそも近衛兵は選抜制であり景治のように不満を抱いている以上、宮地氏の指摘する「自発性」や「主体性」は当初存在

しなかったと考えるのが自然である。他方で近衛兵はこうした不満を抱えながらも兵役から逃れられない以上、それを抑圧して長期兵役をつとめあげなければならなかった。つまり、近衛兵たちはこうした不満が表出しないように、何らかの形で自己を納得させる論理を形成する（自己を合理化する）必要があったと推測できる。

こうした不満や葛藤を乗り越えて自身を納得させるために、逆に近衛兵としての「主体性」・「自主性」が形成されていく側面があつたのではないだろうか。むしろ、こうした自己を合理化する過程を経ることにより、宮地氏が指摘するような西南戦争時の勇戦奮闘の活躍につながると考えられる。

ここでは、「主体性」の形成によつて合理化された不満が、西南戦争後の待遇悪化により、さらに激しさと怒りを伴つた形で噴出することになつたのではないかと、と考えておきたい。こうした両者の関係性については今後さらに論証する必要があるだろう。

二 西南戦争と近衛兵

(一) 戦後処理と壮兵の免役

本章では、引き続き景治の書簡を主な史料として用いながら、一章で検討した近衛兵の不満が事件に発展する「状況」を明ら

かにする。従来指摘されている待遇の悪化は、近衛兵の不満をより高め、竹橋事件の蜂起という形で噴出させたといえる。しかし、不満を高めることと、不満の噴出（＝事件の発生）の間にはなお距離があるように思われる。間接的であるが決して無視することのできない、こうした不満の噴出を促した「状況」や「環境」とはいかなるものだったのであろうか。ここでは①壮兵の免役、②明治一一（一八七八）年夏の社会状況、という二点にわけて議論を進める。

まず第一節では前提となる西南戦争時の近衛兵の被害、および従来の研究で指摘されている近衛兵の待遇を悪化させた戦後処理について押さえておきたい¹⁹。

近代日本最大の内戦である西南戦争は、近衛兵に大きな影響を与えた。この戦争において近衛兵は勇戦奮闘し、西郷軍に恐れられるほどの活躍をみせ、政府側の勝利に貢献した。特に近衛砲兵の活躍は新聞などでも大きくとりあげられ、名声を得ることとなつた。一方で、勇戦は大きな犠牲を生むこととなる。白兵戦が主体の近衛歩兵の犠牲者は甚大であり、近衛歩兵二ヶ連隊のうち一連隊は兵卒約一四〇〇名のうち戦死者三五〇名、戦傷者五七六名、ほかに戦死者は将校で二五名、下士官で六六名を数えた。第二連隊でも兵卒の戦死者は三〇三名、下士官の戦死者は五七名にのぼり、二つの連隊とも体裁をなさないほどの損失を蒙つたのである。

このように近衛兵に壊滅的な被害を与えた西南戦争は、竹橋事件につながる転換点であると評価されてきた。従来、竹橋事件にいたる戦後処理の問題としては、次のような三点が指摘されている。

第一に、戦争終結直後の明治一〇年（一八七七）一月に山県有朋や大久保利通などの政府首脳に対して勲章と年金・一時賜金の大幅振舞いがなされたことである。凄惨な戦闘を戦い抜いた近衛兵ではなく、文武高官五三名が戦功を賞された。

第二に、翌年五月に給与概則改定され給与が削減されたことである。²⁰ これまで一般兵卒よりも高い給料を貰えることがステータスであったにも関わらず、その給与差は一気に縮まり鎮台兵並となった。

第三に、同年七月の軍功調査の結果、各鎮台の中尉以下士官・下士・兵卒のほとんどが該当者なしと決定されたことである。陸軍省が設定した選考基準は実際に起こりえないようなハードルの高いものにされ、戦死し重い戦傷を負った兵卒・下士は切り捨てられた。

多大な犠牲を払った近衛兵は、こうした政府の戦後処理のなかで見捨てられたと評価されてきた。

（二） 壮兵の免役と隊内の変動

こうした先行研究で指摘されている点以外に、近衛兵の隊内

には大きな変動が生じていた。それは近衛兵の主体が壮兵（志願兵）から賦兵（徴兵）へ移行したことである。近衛砲兵を例に挙げると、明治九年五月の時点で兵卒二六〇名のうち、明治七年壮兵が七九名、八年壮兵が七名、八年賦兵が一二二名、九年賦兵が五二名で、依然として多くの志願兵が隊内に存在していた。²¹ こうした志願兵は成立期の軍隊に必要な存在であったが、徴兵制度が安定的に運用されるようになると順次免役させられていった。政府の当初の予定では、明治一〇年の時点で壮兵は半分以下の三四名にまで減らす方針だった。

しかし、西南戦争直後に出された「近衛砲兵卒召募並免除の義例」²²によれば、近衛砲卒定員二六〇名のうち壮兵五四名、賦兵一二〇名、戦死及び負傷にて欠員六六名とあり、依然として多くの壮兵が隊内に存在していることが判明する。西南戦争の勃発に伴う人員確保の必要により、これらの壮兵は予定通り免役されなかったのである。その結果、西南戦争の終結に伴い「壮兵悉皆今般更ニ免役帰郷申付」けて、至急一四〇名（本年定期編入賦兵五二名、臨時補充欠兵八八名）を入隊させることとなった。すなわち、隊の大部分を構成する兵卒は、西南戦争を境に大幅に人員が変わっており、例年五二名ずつ（全体の二〇％）入れ替わるところ、一気に全体の半数以上が入れ替わるという事態が生じた。こうした大規模な人員刷新は隊内に不安定をもたらす危険性があった。

また、それと同時に壮兵がほぼ一掃された結果、不満を抱えつつも五ヶ年の徴兵に服さなければならぬという境遇を共有する、同年代の若者の集合体として近衛兵が純化することにもなった。

このようにして隊内に不満が共有されやすい環境ができあがったという点は、竹橋事件をめぐる問題の中に組み込む必要がある。

(三) 一兵士が見た事件前の状況

次に明治一一年夏の隊を取り巻く社会状況について検討する。明治一一年七月の軍功調査以降、蜂起に向けての計画が立案される。従来の研究では、計画が隊内で共有される過程を詳細に明らかにしてきた⁽²³⁾。それによれば、近衛歩兵第一連隊の三添卯之助（滋賀県平民、明治九年入営、二四歳）が近衛砲兵大隊の小島万助（神奈川県農、明治八年入営、二三歳）と知り合い、不満の話に及んだ結果、三添から「我聯隊ニ於テハ不平ヲ鳴ス者頗ル多ク申合強願ヲ企テントス砲兵隊ニハ少シモ不平ノ者ナキヤ⁽²⁴⁾」と小島に誘いかけ、小島は尽力する旨の返答をした。その際、小島は三添に「兵隊一同ニテ皇居並砲兵本廠ヲ囲ミタラハ一時官ニ於テモ致方ナカルヘシ⁽²⁵⁾」とその蜂起内容にわたることについても話したとのことである。小島は同隊の長嶋竹四郎（埼玉県平民、明治九年入営、二五歳）に蜂起の話をしたと

ころ、長嶋は砲兵隊でも蜂起について具体化すると約束をした。こうして七月から八月にかけて近衛兵のなかで不満が共有されていくこととなる。

こうした計画が進められる当時の隊全体を取り巻く状況については不明な部分が多い。景治の書簡【史料⑩】には計画に関わることに触れられていないが、全体的な社会状況を理解するうえで重要な史料なので検討しておきたい。この書簡によれば「当諸隊之兵員中、昨年之役ニ而湿氣ヲ受ルヨリ相生シ候コトカ、脚氣之患ニ罹ル者甚タ多シ」と西南戦争後の近衛隊では脚氣に悩まされている兵が多く、「死ニ至ル者尙有之、実ニ可恐怖症ニ御座候」とある。西南戦争後の兵士の健康状態は芳しくなく、不満を醸成しやすい環境になっていたといえる。さらに同書簡では次のように明治一一年夏の社会の不穏な状況についても言及している。

当今之景況兎角人心恟々トシテ安慰不仕、種々無根之虚説ヲ唱ヘ恐喝スル者も亦多ク御座候間、尊地ニ於テハ彼高知県下之事ハ如何之説有之候哉、生察ルニ到底一度爆発セザレハ相止マサルト被存候、最早客年之様ナリハ御免々々一般的にはこの当時は西南戦争が終結し、土族反乱も落ち着いてと理解されている。しかし、実際は政府要人を狙った襲撃が続いており、五月に大久保利通が暗殺され、八月には伊藤博文暗殺未遂事件が起こるなど、まさに「人心恟々」と表現され

るような状態であった。特に伊藤博文の暗殺を企てた岩本寅喜は高知県士族であり、昨年の戦役のようなことが再度起こるのではないかと景治が憂慮するような情勢であった。

以上、西南戦争後における隊内構造の変動や、明治一一年夏時点での「人心恟々」の不穏な状況について検討した。これらの状況や環境は、竹橋事件の直接的原因とまではいえない。しかし、いずれも不満が武力蜂起という形であらわれるにあたって不可欠な要素として、事件の背景を形成していたといえるのである。

三 一 近衛兵からみえる竹橋事件の影響

(一) 伍長への進級と事件への不参加

本章では伊藤景治という一兵士から竹橋事件を捉え返すことで、事件が一兵士に与えた影響について明らかにする。ここまでは兵士の不満の形成過程とその内実を明らかにし、そうした不満が表出する「状況」について検討してきた。竹橋事件の実態そのものについては、景治が事件に加わらなかったため、これ以上明らかにすることはできない。しかし、逆に彼の残した史料を検討することで、①事件に参加しなかった近衛兵の位置、②事件に対する近衛兵の見方とその影響、③事件後の近衛兵の動向、という従来検討できていない問題を明らかにすることが

できる。ここでは事件に巻き込まれた側の兵士を検討することで、竹橋事件のもった意味を捉え返してみたい。

第一章で述べたように、景治は近衛兵への転入により兵役が五年に引き延ばされたことを慨嘆し不満を抱いていた。しかし、彼は同じ不満を共有していた兵士が起こした事件に与しなかった。景治が竹橋事件から受けた影響を考えるにあたり、事件に参加しない要因となった、西南戦争中の伍長への進級についてまずは取り上げておきたい。

先に論じたように西南戦争は近衛兵にとって大きな転換点となったが、伊藤景治という個人の身の上にも大きな変化をもたらした。景治は近衛砲兵第一大隊第二小隊火工卒（Ⅱ兵卒）として西南戦争に従軍し、九州各地を転戦した。西南戦争は景治にとって初めての本格的な実戦だったと思われるが、彼は戦争の大勢が決した一〇月に伍長（Ⅱ下士）の地位に進級したのである。彼が進級直後に兄に送った書簡【史料⑨】をみてみよう。

偕昇給云々之義、被懸御心頭ニ委細御推問ニ相成、実ニ御尤之事候、是ハ過日御漸申上候通り、我情実ヲ長官へ申入置候得共、何分出征中ハ平常ト異リ総督本営方之命令ニ候得者、仮令ヒ我長官之身ト雖モ不及、其場ニ及て不能辞スルコト、乍残念更ニ七ヶ年之役ヲ帯ビ、真ニ心痛致居候、最早如此相成候得者致々勉精金章ヲ帯ヒズンバ不止ト志ヲ相決候

これによれば、自身の事情を長官に申し入れ昇進を辞退しようとするが聞き入れられず、さらに七年の兵役に服さなければいけないことを「心痛」している。ここからは、さらに延長された服役義務（士官に昇進すると兵役期間がリセットされ、再度七年の兵役に服さなければならなかった）に対する不満がうかがえる。彼が不満を述べていることからわかるように、この昇進は彼の意思に反するものであった。おそらく、戦時期の人員不足により抜擢されたのであろう。一方で、最早こうした事態になったからには、「孜孜勉精」と熱心に励むという志を決心したという旨も述べられている。進級はさらに七年の兵役をつとめなければならぬので、景治にとつては不満だったが、何らかの開き直りがあったのか、伍長という位置につくからには懸命につとめるということを決心しているのである。

こうした半ば本人の意思を無視した抜擢に問題があったのか、一〇月三十一日には「鹿兒島賊徒征討中該兵下士任用之者総テ免官之上、元壯兵ヲ除之各自元役ニ収メシメ候条、於其所管ニ本人共ニ可相達、尤引統下士服役望願之者ハ、願意聞届其俣勤続可為致候条」と達せられており、本人の希望がない限り戦時に下士任用されたものは、元の位置に戻ることになった。このことは、景治からしてみれば七年の服役を回避できる機会であったが、実際には景治は「望願」し、自ら伍長の位置に留まる選択をしている²⁸⁾。

西南戦争時の昇進は景治に限定した話ではない。(表1)によれば竹橋事件の際に「鎮庄スルノ方略ヲ失スル科」により錮二八日に処された兵士の中には、景治と同じように戦時中に兵卒から伍長の地位に昇進した者が、それなりに存在していたことが判明する。彼らは景治と同じく徴兵された後、近衛兵に精選され、西南戦争時に昇進を受け入れ、さらに七年の服役を選択したことになる。

景治も元々は竹橋事件を計画した兵士と同様の境遇である以上、共通した不満を抱えていたと思われ、本来ならば蜂起側においてもおかしくないと考えられる。しかし、彼は蜂起側に与しなかった。

その最大の理由は、竹橋事件が伍長以上の者に漏れないように慎重に計画されたためである。つい最近まで同じ兵卒として隊内に存在していたこと、西南戦争で活躍したにもかかわらず同様に賞与を得られなかったという点を考慮すれば、景治ら伍長に対しても何らかの働きかけがあつてもいいように思える。しかし、伍長という階級は判任官であり、勅任官の将官や、奏任官の上長官（佐官）・士官（尉官）とともに陸軍の武官を構成する官側の人間であつた²⁹⁾。この点からすれば、上官の殺害にまで及んだ計画が、伍長クラスの兵士に話が持ち上がらなかつたのも理解できる。

また、景治の例から考えると、景治が開き直つて伍長への昇

表1 竹橋事件当時伍長に昇進していた近衛砲兵

| 氏名 | 西南戦争時の階級 | 族籍 | 出身 | | 年齢 | 処罰 |
|--------|---------------|----|-----|--------|----|------|
| 伊藤景治 | 火工卒→伍長 | 士 | 飾磨県 | 播磨国加東郡 | 24 | 鋼28日 |
| 石橋銀次郎 | 砲卒(一等) | 農 | 熊谷県 | 武蔵国藩沢郡 | | 鋼28日 |
| 加藤芳三郎 | 砲卒(一等)→伍長 | 農 | 鳥取県 | 伯耆国河村郡 | 24 | 鋼28日 |
| 海沼義之 | 砲卒(一等)→火工卒 | 士 | 京都府 | 丹波国桑田郡 | 23 | 鋼28日 |
| 磯部安茂 | 馭卒(一等) | 農 | 三重県 | 伊勢国安芸郡 | | 鋼28日 |
| 中桐清右衛門 | 馭卒(二等)→馭卒(一等) | 商 | 大阪府 | 摂津国西成郡 | | 鋼28日 |

以下の史料より作成

①「近衛砲兵第1大隊第2小隊人員表」

「JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.C09080765100、報告 西南征討関係書類 明治10年2月26日～明治11年3月5日(防衛省防衛研究所)」

②「第4旅団砲兵右小隊人員表」

「JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.C09085011700、本営各部各隊将校以下 人名簿 第6号 明治10年9月27日～11年1月10日(防衛省防衛研究所)」

③「第4旅団砲兵右小隊人員表」

「JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.C09080771900、報告 西南征討関係書類 明治10年2月26日～明治11年3月5日(防衛省防衛研究所)」

④「第15号付録第2 明治11年10月15、17、31日、11月14日」

「JACAR(アジア歴史資料センター)Ref.C08010478500、明治12年 陸軍省日誌 夏 従4月至6月(防衛省防衛研究所)」

進を受け入れたように、そこに少なからず自分の意思が入り込んでいる点も、蜂起側との立場の違いを考える上で示唆的である。兵卒が徴兵令によって義務に服しているのに対し、下士は志願のうえ選抜を経ているのである。こうした昇進によって生じた立場の違いが、事件を起こした兵と景治ら戦時期昇進の兵士を隔てる一つの要因となった可能性がある。事件に参加していない兵士の位置は、参加した兵士の性格を考えるうえでも重要であり、今後さらに検討されるべき課題だといえるだろう。

(二) 事件が一兵士にもたらしたもの

次にこうした蜂起に加わらなかった兵士が、竹橋事件をどのように捉え、いかなる影響を受けたのかについて検討する。

【史料⑬】は、事件の顛末について書き記したものである。これによれば事件が発生した際、「此際生等小隊長ト共二室内ニ於テ庄当セント欲ヤ、抜劍階下ニ確立シ暫間防戦スト雖モ、彼徒衆多ナルノ敵スル無キヲ如何セン、遂ニ彼ニ暴意ヲ逞フセシム、豈遺憾之至リナラスヤ」と、十分な鎮圧をできなかったことが述べられている。一方で、「生等飽マテ義ヲ守テ党与ニ左袒セス」とあるように、自身は今回の事件には参加していないことも強調している。

その二週間後の書簡【史料⑮】においても、「生等之如キハ既ニ先般暴発之際、一向義ヲ唱ヘ幸ニ貫徹スル」とあり、「暴発」

に与しない立場であったことを主張している。注目すべきは、このように自身の潔白を表明する一方で、事件を起こした兵士達への厳しい評価である。先ほどの【史料⑬】では、「夫レ此ノ暴拳や讒ニ私欲之一些事ヨリ起リ」と述べ、兵卒へ賞典がなかったことや、給料削減に抗った今回の事件は「私欲」に基づくものとして表現されている。また、小野の同胞である澤本余吉（事件後死刑）に対する評価も「澤本余吉モ彼徒ニ左袒セシヤ、本月十五日巨魁タル者五十三名ト共ニ越中島ニ於テ砲烟ト共消滅セリ、同胞之生如何共慚愧之至ニ不堪、併シ本人義我隊金庫ニ貯蓄之金五拾余円ヲ掠メ居候ニ付、其罪素ヨリ死ヲ不免【史料⑭】」と同胞が蜂起に加勢したことに對し、恥ずかしいという思い（「慚愧之至」）を吐露しているのである。

ただ、こうした蜂起した兵士への厳しい評価については、事件直後の書簡であるため、少々割り引いて考える必要がある。蜂起に参加しなかった兵士は、衝撃的な事件により様々な情報錯綜する中で、自身の潔白を故郷の人々に証明する必要がある。そのため、自身は「義」を貫徹した存在であるのに対し、蜂起側は「私欲」のために「暴拳」に及んだ存在として表現されるのである。これまで検討してきた通り、景治も元々は不満を抱いていた側の兵であり、事件を起こした兵士たちに対して全く同情がなかったのかは疑問が残るところである。

このように事件を不平の徒が起こした暴発と捉えていた景治

だが、自身と同年代のものが起こした事件は、彼が自身の将来について考える契機となった。事件後の兄との往復書簡の内容は、今後の自身の生き方について記されたものが多くなるのである。

【史料⑯】には「身ヲ立テ名ヲ社会上ニ掲ケント欲セハ、今ヨリ十四五年ノ星霜ヲ研磨淬厲スルニ非レハ不能、此俟草莽ニ埋レント欲セハ自今五ヶ年余ニテ役ヲ終フ可シ、此両事孰レカ是ナルヤ質問ニ及候間」と述べられている。一四・五年研鑽を重ね軍人として身を立てるか、あるいは残り五年程の兵役を終えて草莽に埋もれるべきかを兄に尋ねている。すでに徴兵されてから四年の時間が流れ、伍長にも昇進していたことから、景治のなかで軍人として生きていくという思いが強くなってきたのかもしれない。

さらにそれから約一ヶ月後の書簡【史料⑰】には、自身のこれまでの人生を顧みて次のように述べている。

兼而被了知我素志ヲ不遂端倪スル中、徴兵適齡ニ依テ斯ニ血税ヲ納ムルニ至ル、目今ニ至而者齒モ人生之半ニ垂々々々トシテ彼素志ヲ被遮ヲ以テ、更ニ可成之無方便唯々碌々として中人已下ノ手ニ辱シメラル、之レ特リ生之恥而已ナラス黄泉 亡父君之威名ヲ汚シ、面目ノ以テ地下ニ見ユルヲ得サルヲ竦懼シ、昼夜遺憾措ク能ハサル所也

これによれば、将来の目的を立てられないまま徴兵にとられ、

事をなすよりどころもなく、何も成し得ないままであると自己を認識している。さらに、これは自身の恥のみならず亡父の威名を汚していると述べている。その上で「自今昂然更ニ志ヲ立テ、拾余年之星霜ヲ軍学ニ研磨淬礪セハ大小其功ヲ奏セン、然則上ハ国恩ニ報ヒ下親ニ孝、是一拳両得ル者ト確見」と述べ、今後は志を立てて励み、国恩に報いるとともに親へ孝行するという決意表明がなされている。

こうした事件後の書簡に特徴的なのは「身ヲ立テ名ヲ社会上ニ掲ケン」という言葉に端的にあらわれているように、景治が「立身出世」を志向する姿勢をみせている点である。この時期の「立身出世」は、自己一身に関する事柄というよりも「家名を世に挙げ、郷党の誉れを飾る」といった「家」や「郷里」と不可分なものであったと指摘されており、^⑩景治の書簡にもそうした側面がうかがえる。こうした「立身出世」志向の背景には、父が前年に死去した（【史料⑧】参照）という景治の個人的事情も存在する。しかし事件後になってこうした志向があらわれるのは、事件後に自身と同年代の若者が「暴徒」として処罰され、汚名を着せられたという事実と無関係ではないだろう。蜂起した兵士が新聞等を通じ、「逆徒」として各々の「家」や「郷里」に伝えられるなかで、事件を起こした兵士を反面教師に「立身出世」志向があらわれたのではないだろうか。

以上のように、自身と同じ境遇を有していた兵士が蜂起し、

処罰されていく中で、事件に加わらなかつた景治は、必然的に自己の立場を再認識せざるを得ない状況になった。こうしたなかで、景治は自身の今後の生き方について考え、軍人として生きるという道を確定させていったといえるだろう。

(三) 近衛兵制度改正と事件後の伊藤景治

最後に竹橋事件後の近衛兵について検討する。多くの近衛兵の不満の根幹にあつた兵士の服役年限は、竹橋事件後に改革されることとなった。明治二二年徴兵令改正では、特に問題となつていた服役年限をめぐつて元老院で激しい議論がなされた。^⑪元々の内閣原案では近衛兵の服役年限を三年に短縮する予定であつたが、元老院議員は近衛兵と鎮台兵の服役年限の完全平等化を目指し、鎮台一年十近衛二年とする修正案を提出した。

結果として元老院の案は受け入れられなかつたが、いずれにしても陸軍省・元老院議員ともに服役年限を短縮する方向では一致しており、徴兵忌避とともに近衛兵の服役年限の長さも制度上の大きな問題として広く共有されていたことがわかる。

一方で、こうした制度改正はすでに何年も服役している兵士の救済にはつながらなかつた点に注意が必要である。その後の景治の動向に触れながら、この点について検討してみたい。

事件後の景治は明治二二年五月一〇日に軍曹に昇進し、「大隊第一中隊左小隊右砲車長」に任命された。それから二ヶ月後

の書簡【史料⑳】では「職掌之義者僅ニ一砲車之長ニ而上下之意達スルヲ職トス、此職タルヤ平素者美ニ閑隙ニ御座候、併シ若干之兵卒ヲ指揮スル任有ルヲ以テ、是迄ヨリ神慮ヲ労苦スルコト不少、其責モ亦重シトス」と書き送っている。曹長に昇進し砲兵長に任じられ、隊の上意下達を図る位置に付くとともに、兵卒を指揮する立場になるなど軍人としてより責任を問われる立場になったことがわかる。

このように軍人として身を立てようとして決意し、曹長に進級するなど着実にその道を進んでいた景治であったが、一二年の冬に足を骨折するという事態に陥った。この時の負傷は深刻であったようであり、書簡【史料㉑】には次のように記されている。

愈再度軍役ニ難堪見込、然ラハ免官除隊必定ニ候へ者、抑モ当分之内壯士ニ難伍、又帰郷候モ差当リ生路ニ迷惑仕候故、当地ニ暫時寄留致候テ、何成共一事業ヲ起シ、前途之目的ヲ相立申度、併シ自費ヲ抛テ致候訳ニ者難至、依而一時者食客ト相成り四五年間漢学ヲ研究し、其内確乎タル目的ヲ相立テント欲ス、彼食客ト申テモ容易ニ寄食ヲ相拜人モ有之間敷候へ共、夫レハ周旋ニ依ル者ト被存候、日変ニ御約定モ有之候得者、竊ニ自断難敷因テ予メ申上置候

これによれば、骨折により軍事に耐えられない見込みであるため、免官になるということが判明する。さらに、東京に寄留し何か事業を起し今後の方針を定めようとしているが、自費

を投じるわけにはいかなかったので、食客になりながら漢学を学び、今後の目的を立てたいと考えている。しかし、頼るべき援助者もないため、周旋が必要であると述べている。ここでは、除隊後に頼るべき存在はいないという厳しい状況に置かれていることがわかる。その後の書簡【史料㉒】では、これまでの自身の兵役生活を振り返り次のように述べている。

然共可成ハ今一刻苦致し郷里ノ人ニ不笑様致度候へ共、何分六ヶ年も兵役之為ニ貴重之光陰ヲ費シ、一事一芸之得ル無ク、只馬齢ヲ加フル而已、誠ニ無用之長物トハ生等之云ニ御座候、是モ有心故造ニ出ルニ非ス、全ク血税ヲ納ムル為ニ此ニ至リシト雖、所謂醉生夢死之目ヲ免レサルハ不遺憾哉、斯ヲ以テ素志も不成レハ再ヒ故里ニハ帰ル間敷ト存候へ共

ここでは、兵役のために貴重な時間を費やしたにも関わらず、一事一芸を得ることが出来ず、ただ年齢を重ねてしまった、無用の長物とは自分のことだと書いている。また、こうした状況は何か自身のたぐらみがあつて招いたわけではなく、ただ「血税」を納めたためになつたと述懐している。この当方で景治は二七歳であり、入営してからすでに六年が経過している。軍人として生きる道も絶たれ、後に何も残らないという意気消沈した様子がかがえる。このように失意の底にあつた景治であるが、除隊後の職のあてがないにも関わらず、小野の実家に戻る

という選択はしなかった。書簡には「素志」を成し遂げていないため、再び郷里に帰る訳にはいかず、今一度「刻苦」して「郷里ノ人ニ不笑様致度」という心情を吐露している。

では、その後の景治はどうなったのだろうか。今回はその点に関わる史料を紹介することができなかった。簡単にその点について触れておきたい。除隊後の景治は、しばらくの間、東京府下に滞在していた旧二本松藩士族の中川浩の家に身を寄せていた。中川は西南戦争の際に、景治と同じ小隊に所属していた近衛兵の戦友であり、竹橋事件の鎮庄に際して負った重傷が原因で明治一二年に免役となっていた。彼と同居しながら、農学校に入るために色々周旋していたようである。なぜ農学を志したのかは不明だが、明治一三年七月中旬には、津田仙が設立した学農社に入学している。しかし、入学してすぐに脚気による体調不良を起こし、さらに椅子に座っているだけで足の傷が痛み、腫れあがるなどしたため、結局三日で退校することとなった。このように除隊後の景治は、人生を歩み直すにあたり困難に直面している。その後は地元小野の周辺で商売を営んでいるらしいことが周辺史料から判明するが、具体的なことはわからない。

以上検討してきたように、景治にとつての竹橋事件は、自身の将来設計を考え、軍人として生きること志す契機となった。景治のように軍人として生きる道を選んだ兵士は少数だったか

もしれないが、多くの兵士が事件を通じて自身の立場について認識し、今後の生き方について考えざるを得ない状況に置かれたのではないだろうか。

しかし、こうした事件に加わらなかった兵士のその後の人生が安泰だったかというとうそうではない。竹橋事件後に服役年限の問題が解消しても、それによる恩恵を受けるのは後の世代であり、実際に将来に多大な影響を受けた景治ら「徴兵・近衛兵第一世代」が救済された訳ではなかった。結局、景治は長い徴兵生活により一般社会で生きていくための有効なキャリアを形成することはできなかった。修業期に何の技能も習得できなかった景治のような人々は、免役されるとただ年齢を重ねた状態で社会に放り出されたであろうことは容易に想像される。

おわりに

以上、伊藤景治という一兵士の視点から、竹橋事件を捉え返した。以下本章で明らかにした内容を整理しつつ、それぞれの点について課題を述べたい。

第一章では兵士の有した不満が形成される過程およびその内実について検討した。景治にみられるように兵役への不満は徴兵された段階から生じており、近衛兵として上京した後には不満が増幅された可能性があることを指摘した。また、こうした不

満の内実は、徴兵や近衛兵に対して具体的なイメージを抱けな
いという点から生じるものと、免役後に家に帰っても基本的
は自身で生業を確立しなければならないという将来への不安か
ら生じるものの二点から構成されていることを明らかにした。
またこうした不満の内実は、「徴兵・近衛兵第一世代」、「次男
三男」という共通の境遇に起因し、当時の近衛兵の中で、ある
程度共有されていた可能性を指摘した。従来、近衛兵の不満は
西南戦争後の待遇悪化に起因すると説明されてきたが、それ以
前に蓄積された不満があったことを景治に即して実証的に明ら
かにした。こうした不満を抱きつつ西南戦争時に勇猛果敢な「主
体性」を発揮したという点は、兵士が内包する不満と「主体性」
の両側面の関係性の問題として、今後の研究でさらに深めてい
かなければならないと点だといえる。

第二章では不満が事件に発展する当時の状況・環境について
考察した。西南戦争後は壮兵が一気に解隊され、同じ不満を抱
える若者の集団として近衛兵が純化し、不満が共有されやすい
環境ができたことを説明した。加えて、コレラの流行や、暗殺
の横行にみられるように、事件が起きた明治一年夏は「人心
恟々」と表現される独特な社会状況であり、そうした状況が近
衛兵を取り巻いていたことを明らかにした。こうした周辺状況
の解明は事件の直接的な要因ではないが、不満の噴出を促す重
要な要素であり、今後の研究でさらなる検討を要するだろう。

第三章では竹橋事件が一兵士に与えた影響について検討を加
えた。景治の場合、事件を契機に自身の将来について決意を固
め、軍人として生きる道を選択した。その際には、「逆徒」と
して汚名を蒙る兵士たちと対照的に、「身ヲ立テ名ヲ社会上ニ
掲ケン」とするような「立身出世」の志向がみられた。今のと
ころ景治の例しれないが、自身と同じ境遇の兵士が起こした事
件は、自己の置かれた立場を再認識させ、今後の生き方につい
て考える契機となった可能性を指摘した。すでに景治のよう
にある程度の期間服役し下士になっていく兵士ならば、景治と同
じように軍人の道に進んだ可能性も十分にあるだろう。さらに、
事件後の改正により、服役年限をめぐる問題が解消されても、
景治は救済されておらず、困難な人生を歩んだ点について触れ
た。このことは「徴兵・近衛兵第一世代」の兵士全体が救済さ
れなかった可能性を示唆するものである。景治は怪我による免
役時すでに三〇代近くであつたが、何の技能も身につけないま
ま、自身の将来設計を大きく狂わされて社会に復帰することに
なったのである。

最後に、景治という事件の中心でない人物を分析すること
で得られた成果についても強調しておきたい。本稿では、伊藤
景治を分析の中心に据えることで、時期ごとに変化する彼独自
の兵士としてのあり方や、この時期の士族出身の若者の様々な
可能性や厳しさを具体的に明らかにしてきた。また、当時の社

会状況を踏まえながら、一個人に内包される「不満」の複雑な様相を、書簡に即して分析することができた。その結果、明確な行動原理を持つている政治家や、体系的な思想を持つている思想家のような人物像ではなく、一見矛盾するような行動をみせる人々の具体像が浮かび上がった。

当時の社会状況の間で揺れ動く景治のような人々の具体的な姿を捉えていくことは、より豊かな歴史像を構築していくためにも重要なことであり、こうした歴史像を構築していくためにも地域史料の分析は欠かせないものだといえよう。

〈文責・出水清之助〉

註

- (1) 「伊藤家文書」および伊藤家については後掲《史料編》を参照。
- (2) この時期の主な成果としては、竹橋事件と自由民権運動とのつながりを明確にした梅溪昇『明治前期政治史の研究』（未来社、一九六三年）、口供書を用いて事件の経過を解明した小田中聡樹「竹橋騒動 — 暴動の衝撃と峻厳な裁判 —」（我妻栄等編『日本政治裁判史録 明治・前』（第一法規出版、一九六八年）所収）がある。また、同事件の内容と性格を広く世に問うた麻生三郎の「竹橋近衛暴動記」三部作『飛び起つ竜』・『倒された竜』・『埋められた竜』（いずれもラテイスより一九七六年刊行）、および澤地久枝『火はわが胸中にあり ドキュメンタリー竹橋事件』（角川書店、一九七八年）などが挙げられる。なお、この時期までの研究状況については、松尾章一「竹橋事件」研究史小論（竹橋事件百周年記念出版編集委

員会編『竹橋事件の兵士たち』（現代史出版会、一九七九年）所収が詳しい。

- (3) こうした実証水準の向上については、特に以下の目良誠二郎氏の一連の史料発掘の影響が大きい。目良誠二郎「竹橋事件に関する官側史料の若干の整理」（『海城中学・高等学校研究集録』第九集、一九八四年）、同「竹橋事件に関する官側史料の若干の整理（続）」（『海城中学・高等学校研究集録』第一〇集、一九八五年）、同「竹橋事件に関する官側史料の若干の整理（続々）」（『海城中学・高等学校研究集録』第一一集、一九八七年）、同「竹橋事件に関する官側史料の若干の整理（四）」（『海城中学・高等学校研究集録』第一二集、一九八八年）。

目良氏はこうした一連の史料発掘により、事件時の権力中枢の動きを詳細に明らかにし、政府側が蜂起を察知したのは事件直前であり、まさに薄氷を踏むような勝利であったことを解明した（同「竹橋事件研究の現在」（『歴史評論』五一、一九九二年））。

- (4) 大島明子「いわゆる竹橋事件の「余波」について」（『軍事史学』三二（三）、一九九六年）。

- (5) 宮地正人「竹橋事件と兵士民権」（宮地正人『地域の視座から通史を撃て！』（校倉書房、二〇一六年）所収）。

- (6) 新井勝紘「竹橋事件研究ノート — 栗原猪重郎文書発見にふれて —」（『東国民衆史』五、一九八一年）において、竹橋事件関係者の家から事件そのものに直接関わる文書（栗原猪重郎文書）がはじめて発見された。

- (7) なお、本稿で使用する「伊藤家文書」には、宮地氏が指摘する近衛兵の「主体性」や、民権運動との関わりについて具体的に検討することのできる史料は見られなかった。そのため、本稿では宮地氏が指摘している「主体性」について十分に検討できず、近衛兵の不満

の内実を検討する過程で、若干の考察を加えるに留まったというところを先にお断りしておく。

- (8) 徴兵制については一ノ瀬俊也「外征軍隊としての「国民軍」建設」〈高橋典幸ほか編『日本軍事史』(吉川弘文館、二〇〇六年)所収〉、秋博志山「徴兵制の成立と変遷」〈荒川章二ほか編『日本の軍隊を知る地域のかなの軍隊 八』(吉川弘文館、二〇一五年)所収〉を参照。
- (9) 明治七年の徴兵については、宮川秀一「徴兵令による最初の徴兵と臨時徴兵」(『歴史と神戸』二六(二)、一九八七年)を参照。
- (10) 牧原憲夫『文明国をめざして』(小学館、二〇〇八年)、一三九頁。
- (11) 「徴兵制参考」〈国立公文書館所蔵「太政類典・第二編・明治四年」明治一〇年・第二一七巻・兵制一六・徴兵一」所収〉。
- (12) 福地重孝『土族と土族意識』(春秋社、一九五六年)、五〇頁。
- (13) 明治七年の台湾出兵に関わる臨時徴兵については、前掲宮川「徴兵令による最初の徴兵と臨時徴兵」に詳しい。なお、本書簡で名前が出てくる「宇多氏・崎田氏」が何者なのかはわからないが、恐らく小野藩士族で旧知の間柄であったと思われる。
- (14) 神山清也のことと思われる。詳細は不明だが、関係史料から山家らは伊藤家と非常に近い関係にあった小野藩の士族であったと考えられる。
- (15) 明治一二年の徴兵令改正によって服役年限が改善されるまでの時点で、すでに徴兵・近衛兵として数年間服役している兵士を想定している。
- (16) 「近衛砲隊暴動始末」「口供書 刊行委員会編『近衛砲隊暴動始末』と「口供書」——竹橋事件・日本軍隊史上最大の兵士の叛乱」(つぐばね舎、二〇一七年)、九二頁。
- (17) 士族という当時の近衛兵の中では少数の比較的恵まれた境遇にあつた者でも不満を抱くという点を強調しておく。
- (18) 宮地氏は当時の近衛兵が志願兵制度であり、明治一二年の徴兵令改正でこれが全廃となったとしているが、少なくとも制度上はそうではないと考えられる。公布された法令を見る限り、志願兵制度と読み取れる規定はない。確かに、近衛兵の内部に徴兵制度成立以前の壮兵(志願兵)が残存していたことは間違いないが、本稿第一章第二節で確認したように、徴兵令制定以降は、基本的に近衛兵は各鎮台の徴兵兵士から選抜されていた。文言を見ても、「近衛兵編成並兵額」では「選挙」、明治一二年改正徴兵令では「抜擢」、明治一三年「近衛兵編制規則」では「選挙」とあり、志願兵制度であったことやそれが明治一二年徴兵令改正で廃止されたようには見えない。明治一二年の徴兵令改正に関する元老院会議においても、内閣委員馬場素彦は「従来ノ近衛兵ノ服役ハ近衛編入ノ日ヨリ満五箇年トシテ最初鎮台ニ在テ其服役殆ト三箇年ノ満期ニ達スル時ニ方リ近衛兵ニ抜擢セラル、者ハ前後八箇年ノ実役ニ服シ其他在營ノ長短ニ由リ或ハ七箇年乃至短キモ六箇年以上ノ実役ニ就クヲ以テ自ラ其久役を厭忌スルノ弊風ヲ生セシ」と述べている(『元老院会議筆記 前期第七巻』(元老院会議筆記刊行会、一九六三年)、三六五頁)。
- なお、同じ場で内閣委員渡正元が「元来近衛兵ハ多く志願者ヲ取ルヲ通例トセリ」とも述べている(同、三七二頁)。これを文字通りに取ったとすれば、制度上はあくまで志願兵制度ではないが実態として志願者から選抜していると述べていることになるが、この発言は前後の文脈や議官との応答が全く噛み合っておらず、実態を反映したものとして信用することは難しい。前掲大島明子「いわゆる竹橋事件の「余波」について」も志願兵制度でないということを前提に考察している。本稿で検討している伊藤景治も、近衛兵選抜にあつて志願したような形跡は史料上みられない。
- 一方で、少し後の時代の新聞報道では「従来近衛兵に欠員ありて

- 其人数を録して編入を各鎮台へ達せらる時は、志願人を選抜して右の達しに応ぜられしが、今年よりは兼て各隊より人員を限り志願人を取調べ置き、臨時編入を達せられても差支なき様準備せらる、こゝとなる趣なり」(『大東日報』明治一六年八月二三日付)と報じられている。当時の制度については、なお検討を要するが、臨時人員に際しては志願兵から選抜されていた可能性がある。
- (19) 以下、西南戦争時の近衛兵の損害と戦後処理の問題については、前掲宮地正人「竹橋事件と兵士民権」を参照。
- (20) 明治九年の「陸軍給与概則」と西南戦争後の給与改定である「明治十一年五月二一日達乙第七一号」を比較するとつぎの通りである。一般兵は西南戦争後に約一三%の減給がなされたのに対し、近衛兵(砲兵)は約一三・五%も減給されている。明治九年時点では近衛兵は一般兵の約一・四倍給料をもらっていたが、西南戦争後の不平等な減給により、その差は約一・二三倍まで縮小した。これを金額で表すと、当初は一般兵平均二四円一八銭一厘に対し、近衛兵は平均三三円九四銭三八厘もらっており、だいたい年収が一〇円ほど高かったが、西南戦争後には一般兵平均二〇円九八銭七厘に対し、近衛兵は平均二五円九一銭五厘となり、その差はたった五円と半額になる。
- (21) 「近衛砲兵召募並免役年紀表」(『法令全書』明治九年、内閣官報局、九三五・九三六頁)。
- (22) 「JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.C04027324000」、「大日記省内各局参謀近衛病院教師軍馬局 一月水陸軍省第一局」(防衛省防衛研究所)。
- (23) 前掲小田中聡樹「竹橋騒動—暴動の衝撃と峻厳な裁判—」を参照。
- (24) 「三添卯之助口供書」(国立公文書館所蔵「明治十一年十月公文録陸軍省之部二」所収)。
- (25) 同右。
- (26) 大久保暗殺、伊藤博文暗殺未遂については、小田中聡樹「大久保利通暗殺事件—西南戦争の余波と国事犯裁判—」(我妻栄編『日本政治裁判史録 明治・前』(第一法規出版、一九六八年)所収)を参照。
- (27) 「一〇月三二日 別紙近衛局、各鎮台、教導団へ相達に付相達 陸軍卿代」(「JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.C09085754800」御達留 明治一〇年六月七日〜一〇年二月一七日(防衛省防衛研究所))。
- (28) 「明治一〇年「大日記進達諸達何の部一二月令陸軍省第一局」(一三の八)」(「JACAR (アジア歴史資料センター) Ref.C04027759200」明治一〇年「大日記進達諸達何の部一二月令陸軍省第一局」(防衛省防衛研究所))。
- (29) 落合弘樹「明治前期の陸軍下士と自由民権」(『人文学報』(七四)一九九四年)、五四頁。
- (30) 岡義武は「成功」という言葉と比較しながら当時の「立身出世」について次のように指摘している。「旧来の「立身出世」という考えの場合には、本来的には、それにより家名を世に挙げ、郷党の誉れを飾るといふとき動機をとめない、且つ通常一般的には国家の権力機構において高い地位を獲得することが意図されていた。しかし、「立身出世」という語の意味内容は次第に変化し、ついでこれと並んで用いられるようになった「成功」という言葉とともに、それらは家門、郷里とは離れた自己一身に關する事柄として考えられるようになり、且つその内容としても富の獲得(致富)を意味することが多くなった」(岡義武「日露戦争後における新しい世代の成長(上) 明治三八〜大正三年」(『思想』五一、一九六七年、一・二頁))。
- (31) 同改正を巡る元老院での議論については、尾原宏之『軍事と公論

明治元老院の政治思想』（慶應義塾大学出版会、二〇一三年）の第二章が詳しい。

《史料編》

一 「伊藤家文書」の概要

史料編では、「伊藤家文書」のうち、竹橋事件に関係する全ての書簡、及びその他当該期の近衛兵の様子がよく分かる書簡の翻刻を掲載した。この史料編は先の論考に関係するものであるとともに、史料紹介としての性格も併せ持つものである。

まず、「伊藤家文書」の概要について整理する。「伊藤家文書」は、屋敷解体後に船舶用コンテナで保管され、二〇一〇年に小野市立好古館へ寄贈された。同館により仮目録が作成されており、これによると概数は約七〇〇〇点である。年代は近世前期から昭和二〇年代まで幅広くあるが、幕末維新期から明治中期にかけてのものが多く、以下、伊藤家及び「伊藤家文書」の概要について述べるが、調査は現在もその途上にあるため、内容の解明には至っていないことを断っておく。

伊藤家は近世初頭より一柳家に仕え、近世中期に黒石家が「家柄第一」とされるようになるまでは家老を、それ以降も中老などをつとめた小野藩上層の家柄である。幕末維新期の当主は伊藤忠内で、藤田敬次編『小野旧藩誌』（小野藩創始三百年記念会、一九三七年）所収の「小野藩官員録」には「隠室家扶」とある。伊藤忠内は文化六（一八〇九）年生まれで、妻は旧三田藩士前田恭助の二女である（「伊藤家文書」箱二五・一、九九）。明治一一（一八七八）年一月二三日に死去した（史料⑧）。明治

四（一八七二）年五月に隠居を願い出ており（「伊藤家文書」箱一四・三、九〇）、これが聞き届けられたのだとすれば、以降は長男の伊藤欣平が当主となったこととなる。伊藤欣平は天保四（一八三三）年生まれで、維新後は第三大区第一小区区長、加東郡書記、初代小野村長など明治期の地域社会運営における要職を歴任した。

「伊藤家文書」の主な内容としては、近世・近代の書簡が比較的多く、その他は帳簿・領収書類である。右に見たように伊藤家は小野藩上層の家柄であり、近世の書簡は藩主や藩内上層との間で交わされたものが多く、時期は近世後期が中心である。帳簿類にはより古いものが含まれており、享保期のものも散見される。近代の書簡は主に伊藤欣平宛のもので、時期は明治前期が中心である。注目すべきものとしては、地租改正など地方行政に関するものや、初期議会期の自由党系の地方政治運動の組織に関するものがある。このように「伊藤家文書」は、小野地域の近世から近代への移行期を、名望家でもある土族の視点から見通すことの出来る、非常に興味深い史料群であると言えるだろう。

二 竹橋事件関係書簡に関する補足

次に、翻刻した史料の背景や補足事項について述べる。翻刻した書簡の多くは、近衛兵である伊藤景治が小野にいる兄伊藤欣平に宛てたものである。伊藤景治は嘉永六（一八五三）年に伊藤忠内の三男として生まれ、明治七（一八七四）年の徴兵で砲兵として大阪鎮台に入営、明治八（一八七五）年に近衛兵に選抜され近衛砲兵第一大隊第二小隊に編入した。明治一〇（一八七七）年の西南戦争中に火工卒から伍長に昇進、明治一一（一八七八）年八月二三日には自身の所属する近衛砲兵隊が蜂起の中心となった竹橋事件に遭遇した。その後明治一二（一八七九）年には軍曹に昇進するが、骨

折をきつかけに明治一三（一八八〇）年六月に除隊した。伊藤景治は大阪鎮台入営から近衛兵除隊までの約六年間、地元小野にいる兄欣平に対して頻繁に書簡を送っており、そのなかに竹橋事件に関する書簡が十数点ある。

従来の竹橋事件研究においては裁判資料・公文書・維新官僚書簡などいわず官側の史料が用いられ、兵士が残した史料はほとんど発見されていなかった。論考の註（6）でも指摘したように新井勝紘氏により、蜂起に加入った兵士栗原猪重郎が地元へ書き送った書簡が初めて発見されたが（『新井勝紘「竹橋事件研究ノート——栗原猪重郎文書発見にふれて——」』『東国民衆史』五、一九八一年）、栗原の所属は東京鎮台予備砲兵隊であり、蜂起の中心となった近衛砲兵隊所属の兵士の書簡は発見されていなかった。論考でも触れているように伊藤景治は蜂起には加わっていないものの、「伊藤家文書」に残された竹橋事件関係書簡は、近衛砲兵が残した史料としては初出のものと思われる。書簡の分析から得られた知見については、論考を参照していただきたい。

翻刻した史料の多くは伊藤欣平宛伊藤景治書簡であるが、【史料⑧・⑫・⑭】は原田敦明という人物が書き送ったものである。原田家は伊藤家と同じく小野藩上層の家柄で、先述の「小野藩官員録」によると原田敦明は、維新期には小野藩少参事であった。廃藩置県により藩主は東京に移住することとなるが、原田敦明は東京の一柳末徳邸で勤めていたようである。【史料⑭】には「御用使ニテ南隣毛利邸内迄御出之節」とあり、「毛利邸」の北隣に位置する一柳邸を出入りしていたことが分かる。

【史料⑪】は竹橋事件発生後に書かれた、恐らく最初の伊藤景治書簡であるが、これは直接郵送されたものではなく、「外来之人」に「託」して原田敦明のもとに届けられたものである。これを原田敦明が【史料⑫】に同封して伊藤欣平のもとへ送り届けた。また、竹橋事件や近衛兵に関わるものでは無い今回ほとんど取り上げなかったが、原田敦明は伊藤欣平

へ頻繁に書簡を送っており、藩主の動向や東京の様子について知らせている。

このように小野と東京の間には、原田敦明を通じた情報伝達ルートがあった。竹橋事件についてもまた、新聞報道だけでなくこのルートを通じて地元へ情報が伝わったものと思われる。

なお、【史料⑬】の差出人である佐々木和亮がどのような人物なのかについては不明であるため、今後の調査課題の一つとしたい。

〈文責・津熊友輔〉

《凡例》

- 一 史料は年月日順に配列した。
- 一 読みやすさを考慮し、適宜読点（、）や並列点（・）を補った。
- 一 固有名詞以外の文字については、旧字を常用漢字に改めた。
- 一 欠字・平出については一字空白とした
- 一 割注は「 \langle / \rangle 」で示した。「 \lfloor 」は割注内の改行部分。
- 一 明瞭な誤字、脱字の可能性があると判断される場合等は、同一書簡内の初出部分の右傍に「○」を付して筆耕者の案を示し、「(カ)（脱カ）」とした。案を示すことができない場合は「(ママ)」とした。
- 一 仮名遣いは原則として原文のままとした。ただしひらがな・カタカナの判別がつかない文字は、カタカナで表記した。
- 一 変体仮名はひらがなに改めたが、助詞として用いられている文字（者、而、江など）は、原文の字形を残した。
- 一 合字は使用頻度の高い「 ㇿ 」（より）のみ原文の字形を残した。「コト」「トモ」「シテ」などはカタカナで表記した。
- 一 筆耕者の能力上の理由により解読不能の文字は■と表記した。
- 一 破損などにより判読不能の文字は□と表記した。字数が分からないな

場合は「」とした。

一 朱書・異筆などの文字についてはその部分に傍線を引き、右傍に（朱書）（異筆）などと記した。

一 独自の文字を使用している場合はその旨を右傍に補足した。

一 消印の年月日の相違、別紙・同封などの史料情報は末尾の（註）に記した。

一 現代的観点からすれば不適切と思われる表現が含まれているが、歴史的資料であるためそのまま翻刻した。

【史料①】（明治七年）八月一九日 伊藤景治↓伊藤欣平

（文書番号：箱一四・三・四一）

残暑一層嚴敷御座候処、先以 御両親様始皆様益御健適奉欣怡候、陳者生無変在宮候間、御安慮可被下候、貴兄も不相変御繁劇御勤務之条奉推恕^{（御察之）}、私義此四・五日腹降二而病室二入候処、早速全快、昨日方勉強仕候、何分椿院迄一丁余りも御座候故、殆困入候、皆先達方彼痺病昇進して失命者沢山有之、実ニ氣味悪敷御座候、先日財布御無心申候処、早速御廻被下、難有奉落握候、別紙佐賀県征討之手続書略写致差上候間、御判断御読可被下候、兼而御聞及も有之候哉、西郷吉之助舎弟元帥二而臺灣征討ニ参り候処、最早彼十七州之内十四州ハ打取、余者不戦シ而降伏致候由、右ニ付支那人云、臺灣ハ我属国也、若不返れハ日本を打取杯と申候、其故政府より一人応接ニ参候所、彼云、五百万磅^{（ポンド）}之贖金ニ而彼国を呉と申由候、何れも不愉快哉、○過日願之免役之義ハ如何哉、私承り候者、交代之人御座候得者随分相成候趣、貴地ニ者別ニ代人ト申者も有之間敷候得共、僧敷又ハ新平民なれハ随分可有之^{（ト云々）}被存候、何共御繁劇之折恐入候得共、一応御周旋可被下候、若如願免役ニ相成候ハ、此候届不申、屹度修業仕候、先者為差用向無之候得共、久敷欠音信候故呈短楮候、尚申上度事万緒御座候得共、各

人之前ニ而公然と難致書記、余者後信ニあらん

八月十九日

景治 拝具

尊兄様 足下

副書、尚暑氣候間、折角御加愛御奉務奉祈、乍末 御両親様始姉様へ宜敷、神山尊兄江も同様征討手續書、神山河御廻可被下候、私も土官、下士官ニ大ニ加愛かられ候間、御悦可被下候、以上

【史料②】明治七年九月二日（伊藤景治↓伊藤欣平）

（文書番号：箱一四・三・六）

残暑未退兼候処、御拳家益御清祥奉恭賀^{（之儀願之）}、生無異御省慮可被下候、皆先達而佐賀県征討之手続書相廻し候、安着致候哉否、貴兄も不相変御多忙之条奉察候、又此頃ニ徴兵御座候様ニ承候、此度ハ十八ヨリ三十歳迄之徴兵故、宇多氏・崎田氏ハ募ニ応し可申、左候得者入宮後私も同様ニ後悔被致可申、実ニ可憐恕、未何等之御沙汰無之哉、未無御座候ハ、早速逃之御手当有之様御致声奉願、万一検査等も相済得者致方無之候

御両親始皆様へ宜、私も日々研究仕候得共、何分無間人故、殆困弊仕候、若御幸便御座候ハ、子昂帰去来之手本御廻送被下度、神山尊兄ニハ実ニ御無沙汰致候間、分けて宜布御致声奉願、別ニ用向無之候得共、進藤氏へ返事差出候ニ付御尋問申上候、草々百拝

九月二日

景治 拝

尊兄様 机下

副書、時下御加愛專要ニ企望候、御類家へよろしく、不具

「封筒表」 播陽加東郡小野 伊藤欣平様 浪華鎮台 同景治 用書 平全

「封筒裏」 砲兵第七大隊 九月初二 発

（註）消印は明治七年九月二日

【史料③】（明治八年）三月一日（伊藤景治↓伊藤欣平）

（文書番号：箱一四・三・七）

春浪雖洗碧岸寒威未全消、崇堂被為擯益御静福定而此御事と奉欣抔候、陳者小生当二日神港方帰營、同七日陸軍卿山泉公射の御試檢ニ付泉州信太山へ出張、同十一日帰屯、已後異同堅康在營候間、御降心可被下候、偕過日者契兄清也君義、學術為成業被致上京、実に羨慕罷在候、僕も事機ニ因レハ、爰十四・五日之中二近衛へ転入候哉も相分不申、若右様ニ候得者、何れ至急ニ可相成、又久敷御面謁も相成難く、其故二兄之中御寸隙御座候ハ、一度御来降被下候ハ、可為本懐也、其中得確説候得者、直ニ可致伝報、乍憚 御両親様へ右之条件御致声奉願候、先者前頭之条御推説、草々頓首

三月十四日

景治 拝

御尊兄様 膝下

追啓、前件之如被仰付候得者、真ニ愉快之事と存候、大坂之三年より八東京の五年に如かず、又 天皇之近傍を守るハ有志之士所望也、○原田相統之儀如何相成候哉、若上京致候ハ、倚頼申度、其故御筆序ニ彼住所委敷御記載可被下候、已上

【封筒表】播州加東郡小野 伊藤欣平様 大坂砲兵第七大隊 同景治 用書 平易

【封筒裏】第三月十有四発郵便

（註）消印は明治□年三月一四日

【史料④】（明治八年）三月二四日（伊藤景治↓伊藤欣平）

（文書番号：箱一四・三・一七）

過日中島君ニ御託之貴酬、抛万務拜読数回、其節 宗閣皆々様御清榮御起居之条奉雀抔候、尊兄義不相交御繁劇之趣奉推移、陳者小生事機ニ依れハ、近衛隊へ転入相成候哉も難計、附而者面謁願上候得共、先只今之処でハ大坂ニ相残り可申と見着罷在候間、未残寒も難去両端ニ付、暫時御来会之儀者御見合可被下度、○昨今之諷説ニ者、七年四月入営之向者、当夏中ニ常備軍免役ニ相成、後備軍拜務候哉之説有之、左無くとも是非一度休暇可有之、唯其而已待居申候、先者別段用向者無御坐候得共、彼是致候中御来駕被下候ハ、生本懐候故、態々一書差出候也

三月廿四日

愚子景治 拝

御尊父様

追記、三・四年前入営之向者、二・三日前方追々満期解放ニ相成候、其故当月末ニ者昨年之徴兵而已相成、大ニ淋しく存候、乍末御母様始両兄へよろしく御伝達伏而奉願上候、以上

【包紙】播陽加東郡小野御（ ）伊藤欣平（ ）／大坂鎮台砲□□ 同景治用書 平□ 第三月廿有四日

（註）消印は明治□年三月二四日

【史料⑤】明治八年六月三日（伊藤景治↓伊藤忠内・伊藤欣平）

（文書番号：箱一四・三・三）

定而御多忙ニ可有之候得共御即答

当六日差出之書、未致安着候哉、日々御答書相待候得共、一向御沙汰無之故、再認短書相伺候、逐日甚暑加り候処 宝堂被為擯益御康裕御動止可有之欣慰奉遥祝候、陳者魯生不相交剛勉罷在候間、乍慮外御放懐所仰候、過日 從五位様より承候得者、神山清也子も未全癒之趣、昨今之容体如何有之候哉、且暮掛念罷在候、併当節者事務紛冗彼是延引、此度も何歎繁忙故、

彼御容子も不相窺得候間、呉々も宜敷御致声奉企望、可相成ハ同氏之御書簡御通送被下度、右之事も御通達可被下候、○在阪中宇多安二郎君江書状郵送候、爾来余程歴日月未何等之沙汰も無之、御序之節宜布、○私義も兼而宿願之通当地江参り候ハ、真二本懐ニ候得共、何分年限之長相成候ニハ殆困弊、兼而徴兵令ニ出ごとく入営日より更ニ五ヶ年、左様候得者、杖をついて歩行する年輩ニ至可く、実ニ先之目的モ無之ケ様な所ニ長く頓在仕候ハ、真ニ慨歎之至御憫察可被下候、毎々申兼候得共、何歎能き除隊之御策略無御坐候ハズ哉奉伺候、右様之事申ハ男子之可申事ニあらず、併前途も遠き身なれハ、将来之目途を相立申度、其目途といふハ別ニ無之、只々道学研究より他無御坐と存候、尊意如何思召被遊候哉、篤と御示諭被下度候、先者前頭之条御推説、乍憚 母様始皆様へ宜布御聞達奉企望、書余在後鴻、草々閣筆

六月廿有三

景治

御尊父様

御尊兄様

足下

追書、猶時季折角御用心専一二奉祈念、申迄も無御坐候得共、忠平ハ能々御教育之程奉願、当地諸物価不廉、附而者◎印之無之ニハ殆困入候以上

〔封筒表〕播州加東郡小野 伊藤欣平様 同景治 緊要書 平易

〔封筒裏〕東京竹橋内近衛砲兵第一大隊第貳小隊 第六月二十有三午後発

郵便 廿八日着

(註) 同封の別紙(原田敦明より伊藤欣平宛書簡カ)省略。

〔史料⑥〕(明治九年カ) 四月一九日(伊藤景治↓伊藤欣平)

(文書番号…箱一四・二・三六)

尔来処書ニハ竹橋御門無之候故、唯竹橋内近衛砲隊第一大隊と御記載可被下候

尔後余御疏情故一鴈差出候、春暖之候 御尊家皆々様御清健○起居可有之、举世奉雀扑候、陳者小子幸ニ壮栄孳々勉勵罷在候間、乍憚御省慮被下度候、偕去月神山阿兄之兎変尔降定而御隻親様心ニ御愁傷、併敢御障碍無御坐候哉、日暮掛念ニ不耐罷在ながら今日迄遷延多罪御寛典是仰

○生昨年東京ニ来りしより当月ニ而全一周年ニ相成、古人云光陰ハ百代之過客浮生如夢と、真ニ白駒之隙ヲ過ルヨリモ疾ク相覚申候、其中当地ニ来リ一層早ク、覚醉生夢死ニ止候ヲ慨歎ニ不勝居候、御洞察ヲ乞、新神山後嗣之義、如何御謀議ニ相成候哉伺度候、○朝鮮国之事情御聞及ニ相成候哉、台湾ヨリ半開日本ヨリ見レハ至而野蠻ニ而、然ルモ諸物ハ余程廉直ニ而、中人以下二貫文モ御坐候得者、一ヶ月之生産も相立候由、其高官タル者散步之節大凡半間計之煙管ヲ囊ニ入、是ヲ僕ニ為持徘徊致候由、彼人生嗜煙草故皇人ニ付而請食而、二三服モ投与スレバ怡然トシテ一二里之所ハ荷物ヲ担負シ来ル由、我 皇国ニ較スレバ真之埜蠻ト被存候、我旗風ニ靡キ候モ宜ナル事と存候、先者前条近頃之御動静奉伺度、敢而捧腐毫候也、草々閣筆

四月十九日

景治

御尊兄 坐下

副書、昨今好時候ニ相成候得共、且暮ハ兎角不順、随季御自愛奉千棹万祈候、過日原田信平君ヲ勝蔵兄死去ニ付吊悔書被遣候、速ニ御返書可呈答ニ候得共、不相變繁忙、此度ハ御不音仕候間、御序之節宜布奉冀候、已上

〔封筒表〕播州加東郡小野 伊藤欣平様 用訣書 平易

〔封筒裏〕東京竹橋内近衛砲兵 第壹大隊屯営 伊藤景治 四月旬有九

午後発郵便

(註) 消印は「」年四月十九日

【史料⑦】明治九年八月二十八日(伊藤景治↓伊藤欣平)

(文書番号：箱一四・二・七二)

八月初五御発之芳翰十日到来、難有拝読仕候、如命残暑未退兼候得共、御老少炎暑之御障も無、益御清穆之□欣拵安慰仕候、次二弊生依旧碌々勉務罷在候間、乍慮外御省念可被降候、過日承候ニ飾磨県ヲ廢シ兵庫県ニ合併二相成由、果而左様候得者県庁ニ於テモ定而繁雜、彼帰省之云々書も未御差出二不相成候哉、若シ御差出二相成居候得者、御採用相成哉否、御多忙中察上候得共、御探訪之上早速御報知被降度、当隊ニ於テ□春來帰省候者甚多ク、附而者一大隊ニ付幾人ト定員ニ相成居候間、県庁并ニ陸軍省近衛局ニテ間済ニ相成候も、直ニ御免許ニ難相成場合も有之、併方々幸ニ帰省者満員ニ相成居不申候間、只願ハ一日も早ヲ祈申候、御尊父様御容体方今如何哉、格別時季之御障得無之哉、乍老婆心御養生専ニ奉懇禱候、尊兄ニも御愛身專要ニ御勉務是祈、先頃河合雅兄方教導團入学生へ御托し之書簡、正ニ落掌拝見仕候得共、何分公務ト我事業ノ繁劇ニ而、御返書も等閑ニ相成居候間、御序之際能々御謝被降度候、乍憚 皆々様へ宜御致声ヲ乞、先者右貴報御尋訪旁如此ニ候、書残後音ニ在、勿々拝答

八月廿八日 景治 拜

尊兄様 椅下

右公務中睡眠之余閑ヲ盜ミ、取急キ前後不備御判読可被降候、尊地へ 主上ノ御写真□相廻居候哉相伺候候、以上

〔封筒裏〕 播州加東郡小野ニ至 伊藤欣平様 要訣 平静
 〔封筒裏〕 東京竹橋内近衛砲兵第一大隊ヨリ 伊藤景治 八月卅日発ス

九月四日着

(註) 消印は明治九年八月三〇日

【史料⑧】(明治一〇年)三月八日(原田敦明↓伊藤欣平)

(文書番号：箱一四・三・三三)

一月三十一日御差立之郵便二月六日到着、尊翰拝見仕候処、去ル八年來御尊父様御義御宿痾御加療中、為指御義モ無御座、御自分ノ御用便可也御叶被成候処、御体力漸次御減少、御持病之御痰氣御募被成御困候へ共、指而強キ御苦惱之御体モ無之、然ル処昨冬之寒氣一入強ク御座候故哉御切迫、一月十五日比方御異例ニ付医師御呼寄、種々御養生被為尽御手候由二候へ共、終ニ御衰弱、同廿三日午前三時被成御死去之趣、御細書之段逐一拜承仕候、此少々前御令弟様御出被下御報知被下、何共驚愕仕御残多之御義奉存候、嗚々御惣容様御愁傷之御義奉恐察候、御在世中長々別而種々蒙御厚配、万々難有奉多謝上候、扱亦翌廿四日御葬儀無御滞被為濟、已後御惣容様共御障りも無御座、御朦中被成御勤候由、乍此上御安堵之御義ト奉存知候、右ニ付留守中定而不行届之処、御挨拶等被仰下奉恐縮候、本月ニ至り御令弟様御休暇ニ而御帰省被成候趣、兼而御咄シニ付御待申候得共、前休暇之向帰京延引哉、未々何等之御音も無御座、余リ延引相成候間、先御請御吊悔申上度、乍未毫 御惣容様江も宜敷御通声之程奉願上候、家族一同宜御悔申上度旨申出候、恐惶謹言

三月八日 原田敦明

伊 欣平様

人々御中

〔封筒表〕 伊藤欣平様 原田敦明 御吊悔 七百六十目 九百五十目
 〔封筒裏〕 第三月九日発

【史料⑨】(明治一〇年) 一〇一八日(伊藤景治↓伊藤欣平)

(文書番号…箱一四・三・二四)

本月十日御発之玉章全旬七原田氏ら落掌、難有拝読仕候処、御老少共益御壮栄之条雀躍奉欣喜候、次ニ小生旅中無滞着京、且病氣も全快候条、乍憚御休神被降度候、去月念九神港へ上陸之際ハ、阿兄之御出港ヲ不知より、僅ニ一・二時間之事ニ而懸違欠拜肩、実ニ遺憾之至ニ候、借昇給云々之義、被懸御心頭ニ委細御推問ニ相成、実ニ御尤之事候、是ハ過日御断申上候通り我情実ヲ長官へ申入置候得共、何分出征中ハ平常ト異リ総督本営方之命令ニ候得者、仮令ヒ我長官之身ト雖モ不及、其場ニ及て不能辞スルコト、乍残念更ニ七ヶ年之役ヲ帯ビ、真ニ心痛致居候、最早如此相成候得者、孜孜勉精金章ヲ帯ヒズンバ不止ト志ヲ相決候、只願クハ御老親方へ御心配不被成様御口伝被降度、幾重ニモ奉希望候、○此度無難凱旋候ニ付而者、長々出征之為慰勞幾日歎休暇有之歎、又帰省賜リ候歎、何れ而事一二相決可申、若シ帰省御差許ニ相成候得者、御老親為慰問帰郷可致候、其節万残可申上候、先者無滞帰京之報ノミ、碎事ハ期異日、乍憚 御老親始皆様へ宣布、草々不^(親之)

十月旬八

景治 拜

御尊兄様 膝下

乍失敬神山・原田・河合・森之諸氏へ宣布希望ス、時季御保護専一二奉祈念候、以上

「封筒表」播陽加東郡小野駅 伊藤欣平様 尊酬 平易

「封筒裏」東京竹橋内近衛砲兵第壹大隊 伊藤景治 十月十八日投函

十月廿二日着

(註) 消印は明治一〇年一〇月一八日。

【史料⑩】(明治一一年) 八月五日(伊藤景治↓伊藤欣平)

(文書番号…箱一四・二・三)

尔来絶而以無声、一便差出候、時下炎威灼々真ニ難堪之候、先以 御老少共暑中之御障も無之、益御安栄歎喜之至ニ不耐奉大慶候、次ニ小生如旧無事奉職罷在候条、乍憚御放神被降度候、陳者其後久歎欠音信勝ニ依リ、一応御安否相何度存居ナカウ、事務缺掌ニ取紛レ申思意之外音絶、伏而御海容是祈、生臆測スルニ、往日ニ御通知之如ク彼地租改正之事件ニ而、昼夜余暇ヲ被得サルコトト遙ニ奉想像候、併シ何等之御通信無之ハ、先々御壮栄ニ而孳々御奔走之御事ト怡悦仕居候、扱此頃ハ大暑中ト乍申降雨モ無之故歎実ニ堪兼申候、当地寒暖計ハ昨今之所ヲハ大底九十度位ニ昇降、尊地も定而略御同様之事ト被察候、○当諸隊之兵員中、昨年之役ニ而湿氣ヲ受ルヨリ相生シ候コトカ、脚氣之患ニ罹ル者甚々多シ、生亦此宿病有之候へ共、当今之所ニ而者先ツ其患ハ無御坐、然共食物之節用專要ト存シ、強メテ外出之際ハ彼小豆相用ヒ候故歎、未夕相発シ不申、却而無根之人ニ有之、死ニ至ル者尽有之、実ニ可恐病症ニ御坐候、○当今之景況兎角人心恟々トシテ安慰不仕、種々無根之虚説ヲ唱へ恐喝スル者も亦多ク御坐候間、尊地ニ於テハ彼高知県下之事ハ如何之説有之候哉、生察ルニ到底一度爆発セサレハ相止マサルコトト被存候、最早客年之様ナコトハ御免々々、乍末 御老母・姉上其外諸君へ宣布御伝声ヲ乞、老母上へ一書呈度存居候へ共、筆不精ト多忙等ニ而此度ハ不能其義ヲ候条、左様御断御依頼申上候、先者前条当今之御安否相何度、書外讓後鴻候也、草々叩頭

八月五日

景治 拜

尊兄様 研下

二啓、本文認掛両三日も遅延、然所一両日も甘雨有之候、又寒冷儀も即今晴天之日二者九十六七度位ニ御坐候、過日神山・河合両兄方御投書ヲ得テ

初而^{（通）}了之知無他、尚御序之際宜布御依頼申上候也

先便河合老人江後藤及野津公之件鳥渡御報申上候へ共、全誤謬ニ候間取消シ之趣御伝フ乞フ

〔包紙〕播陽加東郡小野駅ニ而 伊藤欣平様 枢要書 平易ノ東京竹橋内近衛砲兵大隊營 伊藤景治 八月五日午後發 九日着^{（上）}
 (註) 消印は明治二年八月五日

【史料⑩】(明治二年)八月二八日(伊藤景治↓原田敦明)

(文書番号：箱一四・三・一二)

前略益御多福奉拝賀候、陳者過ル廿三日夜当隊暴動之件御聞及ニ相成□可申候、然ル処生義ハ正義ニ与シ、危険中ヲ脱シ無事在營候条御放神ヲ乞、甚申兼候得共、定而該事件国元も相知居可申、然共目下如斯事情ヲ生方通兼候間、無事在營之趣而已、愚兄迄御筆勞ヲ仰候也

八月廿八日

伊藤景治 拝

原田敦明様 足下

附足、外来之人ニ託スルニ依リ隊号ヲ故ラ不記、左様御承引被降度候、委細ハ不日拝眉之時ニ讓候也

【史料⑪】(明治二年)八月二九日(原田敦明↓伊藤欣平)

(文書番号：箱一四・三・一一)

以郵便拝啓仕候、残暑之候御座候所 高館被為揃、益御安泰可被成御座珍重御義奉存候、随而当地私家族幸無異義送光仕候間、此段乍懼貴意易思可被成下候、扱平素大御不沙汰失敬仕居候段、不悪御海涵之程奉願上候、然者去ル廿三日竹橋近衛兵暴動司令官(旧宇和嶋ノ卒ノ宇都宮某)之論説ヲ

不用、反テ之ヲ暴殺シ、厩ニ放火シ鯨波ヲ揚ケ押出シ、歩兵隊ヲ誘導ノ積リ之処不応之争鬪ト相成、双方死傷モ有之候由、此義前広相洩居候ニ付、官ノ御手配モ行届有之、無程縛ニ就キ候由、尔後裁判所ニ而ハドンタク無シノ御調ニ而、長官ハ坂本某裁決之趣、何分数百人□多数ニ付手間取候へ共、最早二三日ヲ過キ候へハ落着可相成候趣、砲刑六・七人有之候ト欺伝聞仕候、扱右者 御令弟様ノ御隊ニ付、如何ト御案し申上、右ニ付左之書面差上置候へ共、御落手無之ト相見申候、ケ様ノ節ハ開封モ難計奉存候、拙文左ニ

頃日新聞誌ノ伝フル所ニヨリ貴營ノ變動ヲ知り驚愕不少、迅速拜問スルノ意アリト雖トモ、或ハ嫌疑ヲ被ラントコトヲ恐レ一日ヲ猶予シ、昨二十五日貴營ニ到ラントスルニ、竹橋ノ前往来留ノ制札アリ、巡查官之ヲ護ル、野生此高札ヲ視且問テ云、僕カ同国ノ者近衛營内ニ在リ、過日ノ變動ニ因リテ訪問ヲ為サントス、通過ヲ許サルヘキヤ、巡查曰ク、兵營ニ就テ確乎タル鑑札又確証有ルノ外ハ私ニ属ス、之ヲ許サハ制札無キニ異ナラス、若シ訪問ヲ要セハ宜ク郵便ヲ以テスヘシト、是ニ於テ退引、更ニ一書呈上仕候、此変僕カ臆測ヲ以テスレハ、君カ意斯ノ如キ暴挙ニ与セサルヤ必セリ、然リト雖トモ或ハ衆多ノ強勢ニ庄迫セラレ、其意ノ全キヲ得サルモ亦知ルヘカラス、新聞誌ニ由レハ聊カ安ニスル所アリ、未タ確報ヲ得サレハ日□□思ハサルナシ、請フ願ハクハ郵書ノ達□ルヲミハ速ニ垂示シ玉ハンコトヲ、愚再拝稽首

八月廿六日

原田敦明

伊藤景次雅君 玉机下

右之通ニ御座候、御令弟様之御手簡其俣御廻申上置候、先以御無難ニ而重畳目出度、御安慶之義奉存候、実ニ此度之義ハ御心配御危難之御事ト奉推察候、右御報知時候御伺旁、為可得貴意如斯御座候、恐惶謹言

八月廿九日

原田敦明

伊 欣平様 玉榻下

尚々、隨時折角御愛護可被為在專一奉祈念候、乍末毫 御惣容様江も宜敷御鳳語之程偏ニ奉願上候、家族共方モ宜敷申上度旨申出候、早々頓首拝

〔包紙〕播州加東郡小野 伊藤欣平様 東京南佐久間町一丁目三番地

原田敦明 要用 平信ノ八月廿九日発 九月三日着 四日附返書出ス

〔註〕〔史料⑩〕同封カ。消印は明治二年八月二十九日

〔史料⑨〕明治二年九月四日〔伊藤景治〕伊藤欣平

〔文書番号〕箱一四・二・八一

客月初五発之雲緘同九日到達、百事ヲ抛擲シ薫誦仕候所、其節 御老少共無他当今モ亦御同様ト不堪怡悦之至、其貴書中ニ依レハ當時郡邸ノ変革ニ因テ阿兄心事多ト、目下ハ如何、願クハ金玉之愛ヲ加ヘ、孳々其職ニ勉務セラレンコトヲ、去ル念三之夜当營暴動之件既ニ貴聴ニ達ス可ク、然共新開帑上俣誤謬無キ能ハス、依而其顛末ノ概略ヲ左ニ陳セン、夫レ此ノ暴拳ヤ讒ニ私欲之一些事ヨリ起リ、(昨十年西南之役ニ付大尉以上賞典有テ、下士官ノ兵卒ニ及ハス、又減給トノ二件ヲ名トシテ)同日午後第十一時三十分比ニ及テ、隊中斉シク鬨声ヲ発シ營庭ニ突出ス、此際生等小隊長ト共ニ室内ニ於テ担当セント欲シ、抜劍階下ニ確立シ暫間防戦スト雖モ、彼徒衆多ナルノ敵スル無キヲ如何セン、遂ニ彼ニ暴意ヲ逞フセシム、豈遺憾之至リナラスヤ、其後彼等砲廠ニ至リ、或ハ器械庫ヲ破リ兵器・彈藥等ヲ搬出シ、砲発スル二度、其音ニ応シテ歩兵營モ又吶喊衝出ス、此頃當隊長宇都宮茂敏及大尉深沢ヲ殺害シ、其他負傷スル者俣有之、遂ニ大砲三門ヲ曳出シ、当秣倉ニ放火シテ、而シテ脱營ス、(此人員二百余リ)内九拾余人砲壘門ヲ以テ 皇城ニ達ス、恐クハ擁衛 天皇陛下ヲ、夫ヨリ籠城シテ、後子諸道ニ押出スル之意ト臆測ス、然トモ諸隊号砲ヲ聞クヤ速ニ御衛ニ赴

キ、輒ク縛ニ就クヲ以テ遂ニ鎮定ス、生等飽マテ義ヲ守テ党与ニ左袒セス、

幸ニ其危険中ヲ脱シ全キヲ得ル、願クハ勿芳契慮、該事件鎮定後兩三日ヲ

経テ、原田君ヘ生カ身ノ異事無キヲ報シ、且ツ阿兄ヘ通知ヲ煩ハス、是亦

即今既ニ相達シ降慮セラル、ナラン、然レトモ為念馳禿筆、当今之貴答伺

旁一片帑ヲ捧呈候也、草々不筆、叩頭拝

九月四日

景治 拝

尊兄様 研下

追加、皇居ニ捕縛之余ハ東京衛城及近衛歩兵ニ縛ニ就ク、(党与之歩兵僅

ニ一大ノ隊、余ノ一聯隊半ハ)〔正義之ノ徒ナリ〕即今拳而裁判所ニ拘留

審問最中、生等在營之徒モ党与ニ嫌疑アツテ禁足セラル、御序ニ 老母上

外河合・神山・原田等之諸氏ヘ宜布鶴声ヲ煩シ度、書余後鴻ニ讓候、再拝

〔封筒表〕兵庫県下播磨国加東郡小野駅 伊藤欣平様 緊用書 平易

〔封筒裏〕東京竹橋内近衛砲兵大隊屯營 伊藤景治 明治十一年九月四日

発ス 九月九日到達 十一日返書

〔別紙〕神山兄依頼ノ釣釣先達而中方求居候得共此度ハ送達シ得ス依而宜

布御断奉願上候也

〔註〕消印は明治二年九月四日

〔史料⑭〕明治二年九月二三日〔原田敦明〕伊藤欣平

〔文書番号〕箱一四・三・七一

去ル七日御差出之郵便尊書、昨十二日相達拜見仕候、先以尔来 高館被為揃益御安泰被成御坐奉恐賀候、陳者九月四日附ヲ以御返翰被下、同八日相達拜誦仕候処、御挨拶等御叮嚀被仰下、併何共恐縮之至奉存候、右様來翰ヲ以翌九日竹橋ヘ一書郵呈仕置候、尤御便宜次第、御地ヘ御文通相成候様申上候事ニ御座候、右ニ付逐一御再答文略之義、御仁恕可被成下候、將亦曩日暴動之節前田小弥太義ハ如何哉、養父安左衛門深く心配之義被仰下拜

承仕候、此義前便失念仕候事ニ御座候、^{同之}口人ハ辰之口之営内ニ而場所モ相違ひ候間、暴動之内ニ無之義ハ判然ニ御座候へ共、怪我等之義無之哉懸念仕候事ニ御座候処、去月三十日拙宅へ到来、面会仕候処無難ニ而、右騷擾之夜竹橋ハ東へ砲門ヲ向ケ有之候間、城南ヲ廻リ紀尾井町通り 御所へ相詰弾薬ヲ運送シ、其外奔走之事ニ御座候由、孰レ同近衛隊ニ付一応之御調ハ可有之筈ニ御座候、御令弟様ニハ口書ヲ出ス可シトノ事ニ而、御差出置ノ事ニ御座候、去ル二日御用使ニテ南隣毛利邸内迄御出之節、御立寄被下候事ニ而、表向一様ノ御外出ハ当分出来不申由ニ承リ申候、一昨日八代洲河岸陸軍裁判所ノ前ヲ通行仕候処、未夕兵隊ノ繩付、長家ノ窓ニ相見候処ニ而ハ、御調方未夕片付兼候義ト被考申候、此度ノ件ハ彼ノ昨年西南ノ役已来于今御賞典無之、剩へ減給ノ事ヨリ相起リ候由、是ハ余程広ク一体ノ不平ト相見へ申候、或ル兵隊髪切所へ参リ申候ニハ、此度ノ御所置ノ模様ニ寄至当ヲ得サル時ハ、マダ々々今一ツドエラヒ事ヲスルト申候者有之由伝聞仕候、夫故朝廷ニモ深ク 御悩被為在候由、此程何歎御内達有之候杯新聞ニ相見へ候由、扱此度ノ裁判長ハ坂本少佐薩州人之由、併減多ニ所置モ相成兼、余程六ヶ敷趣ノ風聞モ有之候、過日被殺候司令長官宇都宮某（旧宇和嶋卒、昨年西南ノ役ニテノ昇進セシモノ）之話有之、（山口弘達様旧家来女学校集合ノ節話ニハ、[■]隊先ノ者ニ而右へ罷越ノ吊悔ノ処、沐浴モ無之直ニ納棺ニ而親類ニモ醜態ヲミセス、併シ衣類ヲへ見レハ血ミドロニテ、余程ムゴキノ殺シ方ヲ致シ候モノト相見へ候云々）敷三等ニ而一時賞典金有之、其節諸兵へ分与致シ置候ハ、スル為体クハ無之杯、雑談承リ候事ニ御座候、前件之次第付、御懸念之義ハ無御座候間、猶亦御序之砌、前田氏へ宜敷御伝声之義奉願上候、小弥太義ハ工兵第一大隊第二聯隊ト歎御承知被成候由被仰下、私義未夕委詳承リ居不申候様之義ニ而、御答難申上奉存候、此段不取敢御請尚当季候相兼申上度御座候、恐惶謹言

九月十三日

原田敦明 拜

伊 欣平様 玉榻下

猶々、御惣容様江も宜敷御伝声之義奉願上候、家族共宜敷申上度旨申上候、扱本文之義ニ付 聖上ニハ殊ニ被為惱 震襟御発輦ノ思召茂無御座候へ共、兵隊誓詞等致シ 御発輦被為在候趣、則北陸道為御巡幸去月三十日 御巡幸ニ御座候、扱昨年ノ御軍費ハ一歳ノ御歳入ヲ悉皆御取入ニテモ 填リ兼候程之義、就テハ諸事御省略ト申処ヨリ、御賞典モ無之云々ノ義出来、暴徒ハ諸兵隊ノ魁ナルモノニテ四ヶ条ノ願ニ御座候趣、六ヶ敷事ニ奉存候、早々頓首拜

「封筒表」伊藤欣平様 原田敦明 要用 平信

「封筒裏」第一月八日 廿一日到達

（註）封筒と書簡の月日に大きな開きがあるが、そのままとした。

【史料⑮】（明治一一年）九月一七日（伊藤景治↓伊藤欣平）

（文書番号：箱一四・二・四五）

乞親展御推読後火中之物 往昔ニ原田氏ニ託而小生之無事ヲ報道セシ所、猶当月初旬短簡ヲ以テ、客月念三之夜暴挙之概略ヲ展陳スト雖、原田氏へノ返書ハ覽観ヲ得タリシカ、未夕該翰之貴酬ヲ得ス、依而斯二片書認メ捧呈仕候、目今連日之雨降恰如梅天季候、随而冷氣尊地モ御同様ト奉想像居候、先以 御老少共時季ノ御障モ不被為在、益御清祥雀躍奉恭賀候、次而生尔来孜々勉強在營罷在候条、乍憚御放神ヲ乞、嚮ニ御報知之通り、当今モ郡町村改革之件ニ而不相変御多端、蚤夜其事ニ従ハレ候哉、実ニ御労働之御事ニ者候得共、是亦報国之端ト喜悅不斜、生等之如キハ既ニ先般暴発之際、一向義ヲ唱へ幸ニ貫徹スルト雖モ、向後何等之事変ニ遭遇候モ逆シテ難計、付而者其時之機会ニ依リ、生一身之処分、一時衆力ニ庄当セラレ、素志ニ非スト雖モ不得止ヲ

時ハ不義之挙動ニ及候モ復難計、万一如斯機會ニ立至候共、決而責問セラ
ル、無キヲ希望ス、元來国事ニ斃ル、ハ土之望所、然共小恥ヲ忍ンテ大事
ヲ決スルハ古來史上ニ歴々トシテ有之、若又御異見有之候得者、幸ニ御指
揮被降度、先者前条御動靜伺小生之異見叱正伏乞、兼馳拙筆候也、草々不
尽

九月十七日夜認

愚弟 拜

尊兄様 玉机下

追白、時下向冷金玉之愛ヲ乞、乍末 老母姉上其他諸君へ宣布、○当今之
景況ニ而者○最早先般之如キ挙動ハ△今度中少尉已下勲賞賜ルニ付△無之
ト臆測致居候間、御安意被降度、本文述ル所ノ如キハ、万一時ヲ慮テ相
伺候也

〔封筒表〕 播陽加東郡小野駅 伊藤欣平様 緊用書 平易

〔封筒裏〕 東京竹橋内近衛砲兵大隊在營 伊藤景治 九月十八日投函

廿三日着 廿三日付廿四日投函

(註) 消印は明治一一年九月一八日

〔史料⑯〕 (明治一一年) 一〇月八日 (伊藤景治↓伊藤欣平)

(文書番号: 箱一四・二・二六)

尚先生之名作并ニ其他一篇之詩御記載被降、難有奉謝候也

去月念四御答之御回答、同念九着直ニ蕙説仕候所、其節不相交 貴社堂中
御無異之条恐賀々々、然ルニ其前ノ貴書中ニ 阿兄御不全之趣キ、念四ノ
御書中ニハ御容体等無之故、最早御快復之御事ト喜祝仕居候、此両三日前
ヨリ余程冷気、御地も定而御同様為差御障モ無之哉、実ニ掛念ニ不堪、随
而生依然奉職罷在候条、乍憚御放神被降度候、陳者先般意見書ヲ呈スルヨ

リ、懇々愛論ヲ賜リて肝胆ニ銘シ候、斯ニ又一難事アリ、身ヲ立テ社会上
ニ掲ケント欲セハ、今ヨリ十四・五年ノ星霜ヲ研磨淬厲スルニ非レハ不能、
此候草莽ニ埋レント欲セハ、自今五ヶ年余ニシテ役ヲ終フ可シ、此両事孰
レカ是ナルヤ質問ニ及候間、可成速ニ御回答有之度、只御指令ニ従フ可シ、
乍末御老母始皆々様へ宣布、此度神山氏へ要用之序ニ一片昏ヲ呈ス、逐々
冷気金玉之愛專一二祈念候、書余後鴻ニ讓候也、頓首

十月八日

景治 拜

尊兄様

〔奥書〕 伊藤欣平様 緊要 平易ノ十月八日発つ 同景治 廿三日^原回答済

〔史料⑰〕 (明治一一年) 一〇月二四日 (伊藤景治↓伊藤欣平)

(文書番号: 箱一四・二・二五)

漸々冷気相募候所、御老少共益御清逸ト奉恐賀候、随而小生依旧無異勤
務罷在候間、御放神被降度候、陳者曩ニ暴徒之件ニ付、法庭ニ縲綯相成居
候者中、澤本桑吉モ彼徒ニ左袒セシヤ、本月十五日巨魁タル者五十三名ト
共ニ、越中島ニ於テ砲烟ト共消滅セリ、同胞之生如何共慙愧之至ニ不堪、
併シ本人義我隊金庫ニ貯蓄之金五拾余円ヲ掠メ居候ニ付、其罪素ヨリ死ヲ
不免、本人親族之者此事ヲ聞カハ定而驚慨可致ト存候へ共、早晚官ヨリ御
達ニ可相成ニ付、御序ニ御通達被降度、右ニ付而者本人下宿ニ預置候物品
有之候ニ付、其俣相廻候テ可然哉、又ハ該品売却而代金ヲ以テ相廻可申哉、
此義御尋之上否御報ヲ乞、彼徒死刑之他準流十年之者百十八名、或ハ三年
之徒刑ニ相成候モ亦有之、委細御報知申上度候へ共、事務紛冗不能其義、
且新聞紙上ニテ巨細御承知之御事ト想像ス、依而澤本所持品通送方之義而
已、御掛合相願上候、○先般神山氏へ片書ヲ呈スル之際相伺候義、最早機
会ヲ失ヒ候ニ付、御取消相成度候、其前懇々御愛論之件、逐一肝肺ニ銘シ

難有遵奉可致候間、此義ハ決而御掛念被降間敷候、儲 貴兄当今モ矢張御繁忙ニ被為人候哉、逐々寒天ニ向ヒ候間、金玉之愛專要ニ奉存候、乍懼御老母上始皆々様へ宣布御致声ヲ乞申上度件海岳御坐候へ共、取急後信ニ讓候也、草々不尽

十月念四夜灯下ニ認

愚弟 拜具

尊兄様 膝下

〔封筒表〕「州加東郡小野駅」 伊藤欣平様 急用書 平静

〔封筒裏〕東京竹橋内近衛砲兵大隊 伊藤景治 十月念五午后投函

全三十一日到着 十一月九日返

〔註〕消印は明治二年一〇月二五日。

【史料⑱】（明治一一年）一二月八日（伊藤景治↓伊藤欣平）

（文書番号：箱一四・二・四四）

別帯幸便之節御届ケ被降度候也

客月念四被郵送之雲東、同念九早朝到達、直ニ披展奉読数回事理明瞭、其際 老母上始貴社中拳而無少累益御清逸、即今モ亦依然ト忻文中はト慰欣慰文中はト慰拝賀々々、次ニ生依旧碌々在職、伏而御放慮有ランコトヲ乞、陳者先般神山契兄ニ附托セシ鄙書中ニ、聊生生涯之進退ニ資問ヲ煩ハセシガ、該件ニ付阿兄之神見ヲ被纏述、予而老父上在世中被言遺資産分割等之義分割逐一垂諭、嗚呼生之頑鈍不敬、阿兄之懇切之如茲深キニ在ルヲ知ラス、這回之愛諭ヲ得テ尊意ヲ通曉シ、一々肝腑ニ貫徹シ、豈其命ニ從ハサランヤ、抑先般来漸々生力鄙見ヲ陳シ、其決ヲ仰ク者ハ無他、兼而被了知我素志ヲ不遂端文中はト慰倪文中はト慰スル中、徴兵適齡ニ依テ斯ニ血税ヲ納ムルニ至ル、目今ニ至而者齒モ人生之半ニ垂ン々々トシテ、彼素志ヲ被遮ヲ以テ更ニ可成之無方便、唯々

碌々トシテ中人己下ノ手ニ辱シメラル、之レ特リ生之恥而已ナラス、黄泉亡父君之威名ヲ汚シ、面目ノ以テ地下ニ見ユルヲ得サルヲ竦懼シ、晝夜遺憾措ク能ハサル所也、依之自今昂然更ニ志ヲ立テ、拾余年之星霜ヲ軍学ニ研磨淬礪セハ、大小其功ヲ奏セン、然則上ハ国恩ニ報ヒ下親ニ孝、是一挙兩得ル者ト確見シ、曩ニ一言以テ貴決ヲ仰ク所以也、最早當時ニ在テハ亡父君ノ遺命且阿兄懇切之深意ニ背キ、将来天譴ヲ蒙ルヲ悚懼シ、寧ロ身ハ草莽ニ困居シ陋巷ニ枵死スルトモ、必只命スル所ニ從ハン、故ニ此件ニ付決而神慮ヲ煩ハス無キヲ乞、心緒雖多茲ニ不罄後音ニ讓ル、恐惶拝答頓首々々

十一月八日灯下認

景治 拜

尊兄様

追而、乍末皆様へ宣布

〔封筒表〕播磨国加東郡小野 伊藤欣平様 要用書 平易

〔封筒裏〕前田氏へノ書簡ハ十一月十七日本便ニ托ス 東京竹橋内近衛砲兵大隊 伊藤景治 十一月九日 午後投函 十四日到着

〔註〕消印は明治二年一二月九日

【史料⑲】（明治一一年）一二月八日（佐々木和亮↓伊藤欣平）

（文書番号：箱一四・二・四七）

拜啓愈被為擲御清安奉慶賀候、定小生無事消光罷在候条、御放神可被下候、尔来ハ殊之外御疏信ニ相絶候、御海恕ヲ乞フ、御令弟景治君ハ去ル八月同隊暴動之際、始末責任不能逃、終ニ去ル十四・十五日之両日内緬二十八日ニ被罰、隔遠之御場所故御母上様方御痛心ト推察シ、不取敢御知らセ申上候、其罰文左ニ

近衛砲兵大隊二小队附伍長

伊藤景治

其方義、本隊兵卒等徒党ヲ企テ、八月廿三日夜暴動ニ及フ際、之ヲ鎮圧スルノ方略ヲ失スル科、其情状ヲ酌量軽減シ、鋼二十八日申付ル

実ニ人生之災難故、御氣之毒ニ存候

一、弊宅留守中万事御厄介奉大謝候、船木氏も毎々御懇情ニ預リ是又奉謝候、東京表ハ既ニ区画改正ニ相成候、不日貴地へも施行可相成被存候、乍末筆 御北堂 ■ 度御 ■ 行奉祈望候也、敬白

十一月十八日

佐々木和亮

伊藤欣平先生 几下

「封筒表」兵庫東播磨国加東郡小野 伊藤欣平様 平信 神奈川県横浜宮崎町拾九番地 佐々木和亮

「封筒裏」十二年十一月十八日発 全廿二日到達

(註) 消印は十一月十八日

【史料②】(明治一一年) 一二月二三日(伊藤景治↓伊藤欣平)

(文書番号：箱一四・二・四二)

去月九日御発之愛章昨十二日落掌、抛方務難有拜読仕候、如命寒冷日々相募候処、其ノ際 御老少共依旧益御清康、目今モ亦御同様ト雀躍欣慰之至ニ不堪、次ニ小生向キニ暴拳之際、鎮庄之方略ヲ失スル科ニ而、去月十四日ヨリ昨十二日迄廿八日間禁鋼被申付、漸昨十二日満罰ニ付帰營、尔来健全奉職罷在候間、御安神被降度候、偕先達而澤本子之所持品通送方之義、及御掛合候所、逐一御答委細了承、不日通運会社へ差出可申心得ニ候間、斯ク御承知有之度、帰營後何と歎繁劇、唯右御報迄一片紙ヲ呈候所、急不容意碎事ハ後鴻ニ讓候也、不尽
十二月十三日 景治

尊兄

(史札之)

逐而、乍末御老母上初皆々様へ宣布、懇意之向へ同様御依頼申上候

「封筒表」播陽加東郡小野 伊藤欣平様 緊用書 平易

「封筒裏」東京竹橋内近衛砲兵大隊第二中隊 伊藤景治 十二月十三日発 十七日着

(註) 消印は明治一一年一二月一三日

【史料②】(明治一一年) 一二月一八日(伊藤景治↓伊藤欣平)

(文書番号：箱一四・二・四三)

曩キニ澤本氏之所有品之義ニ付及御掛合候所、尔後獄中ニ在ルヲ以テ彼之下宿へ掛合致不置、然ル所免罪後直ニ参リ漸々聞合候ニ、本人義者兼而節儉家、且来春免役之臆測、其後当府下ニ於何歎商業之目論見有之、依而品物等僅ニ有価之者ハ売却金円ニ致シ所持致居候由、而シテ其戰友之者ハ誰忝人モ残居不申、且本人者不在、夫故百方搜索致ト雖トモ只「カハン」中ニ紀章有ト官服而已有テ、其他私有品ハ一切無之、其「カバン」ハ八月中之下宿料代トシテ相遣シ申候、尤モ其現在品者当隊方掛合ニ相成直ニ返納候由、向ニ通送方迄御問合セ致シ、今更如此申上候得者御嫌疑恐ル可シト雖トモ、全ク無者ハ如何共致方無之、仍而右頼末兵次郎へ、必ス疑念ヲ不抱様、能々御申聞被降度、猶下宿ニ稍疑念有之候得共、何分本人不在ナレハ如何共方便無御坐候、此段不取敢及御報知候、今年モ月追ニ旬嘸々御多忙ト奉察上候、乍末皆々様へ宣布御鶴声ヲ乞、先者右要機而已、万殘後信ニ讓候也、草々稽首

十二月十八日

景治 拜

尊兄様 玉机下

二仲、随季御自愛專要ニ奉祈念候、扱当隊モ此回ハ大變革ニ而、是迄之下士官十分之七八鎮台ニ貶セラレ、生等ハ即今之處而者在営ト景況ニ御坐候間、御放神有之度候也

〔封筒裏〕 播陽加東郡小埜駅 伊藤欣平様 緊要書

〔封筒裏〕 東京竹橋内近衛砲兵大隊 伊藤景治 十二月十九日午後發ス
平静 二十三日到達

〔註〕 消印は明治一二年一月一九日

【史料②】（明治一二年）一月九日（伊藤景治↓伊藤欣平）

（文書番号：箱一四・二・一五〇）

新禧之祥慶五洲同軌芽出度申上納候、先以御渾家被為揃、益御清逸可被為唱松柏之頌千鶴万龜奉賀々々、随而往生幸ニ無異加算仕候間、乍慮外此段御放神被降度候、先者年甫之御祝辞まで捧^奉秀筆、頓首謹言

第一月初九

景治 拜

尊兄様 香案下

二仲、客歲念八御筈之玉章、当初二日落掌難有薰説、其際御老少共御安寧之由大慶々々、如命当月念三ハ亡父上之御一周忌ニ付、御祭典御營ミ可被成御思召、御繁忙中一際御苦勞之御事ト奉洞察候、○沢本子之義ニ付段々御手数、夫々御申聞兵次郎も逐一承領之趣、大ニ安心仕候、扱生客歲ハ兼而悟覚之上ト雖も四周日間禁錮セラレ、実ニ失面目尔ノミナラス、親兄之御名ヲ汚穢シ今更ニ謝様ナシ、伏而泰山河海之怨ヲ乞、乍末御拳族其外皆様へ宣布御致声ヲ乞、貴兄随季御養生緊要ニ奉祈念候、過日来当隊糧餉掛生義申付ラレ日夜甚多端、依而諸君へ欠音分而宣布、以上

〔封筒裏〕 播陽加東郡小埜駅 伊藤欣平様 要用書 平信

〔封筒裏〕 東京竹橋内近衛砲兵大隊第一中隊 伊藤景治 第一月十一日午後投函 十六日着 二十三日返事出ス
〔註〕 消印は明治一二年一月二日。別紙省略。

【史料③】（明治一二年カ）五月二七日（伊藤景治↓伊藤欣平）

（文書番号：箱一四・二・一〇〇）

尔来乍思打絶而御疎情、次第二暑威相加候所、先以御渾家御揃益御清逸可被成、御凌誠欲々々奉欣拵候、随而小生如索碌々奉職罷在候条、乍憚此段御放神被下度候、却説其後者音信不通、尊地方も亦何等之消息無之、併シ別段異状之無事ト存怡悦罷在候へ共、余リ久敷御通信不致候故、為差用向も無御坐候得共一書呈出候、貴兄も定而日夜御多端目今者如何、矢張過日御通知之如ク社町ニ御止宿ニ而、時々御帰宅被遊候哉、左様候ハ、御留守ハ只婦女子而已ニ而、決而万事御不都合ト奉想像候、磐蔵子も定而逐々成長致候半ト相樂居候、近頃河合兄者如何致被居候哉、彼老母逝去後者嘸々御鬱然ト奉推察候、乍失敬御序之節宜敷御伝声ヲ乞、小生義本月十日陸軍々曹ニ被任、当大隊第一中隊左小隊右砲車長被申付、乍序右御風聴申上候、乍憚皆々様へ宣布、別段用向も無之候へ共、當時之御容子承度呈寸楮候、書余讓後音候也、恐惶不一

五月廿七日夜灯下書

景次

尊兄 膝下

再伸、随季御加愛專一御奉職奉祈念候、御序ニ懇意之諸君へ宣布御致声ヲ希、以上

〔封筒裏〕 播陽加東郡小野駅ニ而 伊藤欣平様 要用書 平易

〔封筒裏〕 東京竹橋内近衛砲兵大隊 伊藤景治 五月廿八日出ス
六月二日着 廿三日返書出ス

(註) 消印はカスレのため判読不能

【史料⑭】(明治一二年) 七月二日(伊藤景治↓伊藤欣平)

(文書番号…箱一四・二・三四)

去月廿三日社村ニ而御投函之信書同廿九日、又本月六日之信書昨十日午後点灯後到達落掌、直ニ披展奉拝読候処、先以其御地 御老少共不相変、益御清光御暮之条欣喜不斜奉恐賀候、随而迂生依然紛塵中ニ送光罷在候間、乍憚御安意被降度候、陳者兼而新聞上ニ而當時流行之悪症各地ニ蔓延之所トシテ、該症ニ罹リ其命ヲ損ス者十ノ八・九ニ居ヲ見テ、往日ニ尊地近傍ニ波及候条承リ日夜掛念之所、今回之貴信ヲ得テ始テ安慰仕候、併シ目今貴郡ニも此症ニ累者彼是有之候趣、予防法ニ於テ御油断有之間敷候へ者、一層御注意御加養專要ニ奉祈念候、当地ニ於而者未夕幸ニ其症ニ罹者余リ無之様子、唯当府近傍田舎ニ一・二名もアリシ由ニ候へ共、府下於而者未其患ヲ不相聞知、然共予防法者嚴重ニ御手当有之、且ツ自養等專ラ致居候間、当今之処ニテハ其憂患ハ無之候間、御放念有之度候、偕生過日当官拜命ニ付、年限之処御掛念被下候得共、右年限ニ決而差支無之候条此段御放心ヲ乞、且其職掌之義者僅ニ一砲車之長ニ而、上下之意達スルヲ職トス、此職タルヤ平素者実ニ閑隙ニ御坐候、併シ若干之兵卒ヲ指揮スル任有ルヲ以テ、是迄ヨリ神慮ヲ劳苦スルコト不少、其責モ亦重シトス

曩日ニ旧知事原田濱子之件ニ付、只原田内室方御漸有之候而已ニ而、敦明君よりハ少しも御漸無之、依而右之条件ニ付旧君へ休戚之意ヲ陳セス、併生之愚考ニハ旧君之失策ト存候、如何トナレバ当今ハ郡県之明世ニ而幕府封建之世勢ト異リ、敦明君ハ朝廷之直臣ニ而目下旧君之有二非ス、直接ニ朝廷ヨリノ拝借人ナラズヤ、素ヨリ名位ニ華士族之差有ト雖トモ同ク是朝臣ナレバ、決而斯ル暴慢之挙有之間敷コト也、且旧君御世嗣無キニ非ス、又此文明之盛世ニ当テ閨門之慾逞スルハ、布衣之士雖トモ誠ニ所可辱、況

ヤ人臣之上ニ位シ人之非ヲ矯正スルノ責任ヲ以テ、右様之無措法ヲ被遊候者如何之御神意カ、生ニ於而一円難解、又社会之嘲ヲ免レサルコトト竊ニ心痛罷在候、併貴意ハ如何、御意見承度候、右之外御質問申上度事多々有之候得共、満昏ヲ以テ茲ニ不聲、書余後音ニ譲ル、先者向度之御答而已、草々拜酬

七月十一日

景治 拜

尊兄 香案内

逐而、呉々も御愛身專一、予防法御注意祈念罷在候、乍末皆々様へ宣布御致声ヲ乞、以上

〔封筒表〕播陽加東郡小野駅 伊藤欣平様 要用書 平易

〔封筒裏〕東京竹橋内近衛砲兵大隊 第壹中隊 伊藤景治 七月十二日投函 十六日到着十九日披見 七月廿四日附返書社方出ス

(註) 消印は明治一二年七月二日

【史料⑮】明治一三年一月三二日(伊藤景治↓伊藤欣平)

(文書番号…箱一・一・九六)

本月廿四日御投函之玉章、昨廿九日相達直ニ披展拝読、如愛諭昨今之寒威最料峭、先以 御老少共依然御暮之条欣喜之至ニ奉賀候、次ニ迂生病羨逐日治効ヲ奏シ、当十七日始テ寝台ヲ下リ起立セシ処、当日者余程覚束無存候所、又翼日推歩相試シニ、為差困難ニモ不存、依而尚尙杖ニ憑テ室内蔭側ヲ一・二回歩行シ、夫ヨリ毎日一度宛前同所ヲ散步相試申候、同廿七日始テ入湯致候所、脹腫ハ少し有之候得共日増ニ快氣ヲ得候間、御放神被下度候、併シ該足ハ未夕地上ニ強ク難支候へ共、是モ追々出来候事ト相薬居申候、前症ニ付就而者、愈再度軍役ニ難堪見込、然ラハ免官除隊必定ニ候へ者、迪モ当分之内壯士ニ難伍、又帰県候モ差当リ生路ニ迷惑仕候故、当

地ニ暫時寄留致候テ、何成共一事業ヲ起シ前途之目的ヲ相立申度、併シ自費ヲ抛テ致候訳ニ者難至、依而一時者食客ト相成リ、四・五年間漢字ヲ研究シ、其内確乎タル目的ヲ相立テント欲ス、彼食客ト申テモ容易ニ寄食ヲ相許人モ有之間敷候ヘ共、夫レハ周旋ニ依ル者ト被存候、曩ニ御約定モ有之候得者、竊ニ自断難致因テ予メ申上置候、若又尊地ニ於テ好キ方便モ有之候得者、御示諭被下度、右之微意モ敢テ希望候義ニ者無御座候、未意見モ多々有之候ヘ共、逐々可申上候、時下折角御愛身專要ニ奉希望候、乍憚御家眷ヘ宣布書外讓後音候也、草々不一

第一月三十日認

景治 拝

尊兄 膝下

御序ニ別封御配達奉希上候、以上

〔封筒表〕播磨国加東郡小埜 伊藤欣平様 要用書 平易

〔封筒裏〕東京麹町陸軍本病院第拾壹番室 伊藤景治 第一月三十一日投

函 一月五日着 二月十九日ニ返事出ス

〔註〕消印は明治一三年一月三十一日

〔史料②〕（明治一三年）二月二十八日（伊藤景治↓伊藤欣平）

（文書番号：二一・一九五）

当月十九日御投函之信書同廿五日到着、直ニ披展薫読仕候、如高諭兎角寒威烈敷候所、逐日暖氣併寒暖不同之候、先以 御老少共依然御暮之条大慶不斜奉恭賀候、次ニ生病症も漸々治効ヲ奏し脹、腫モ過半引去申候得共、何分骨折不癒着ニ隨而該所モ少し太肥シ、之カ為メ動脈ニ感シ兎角痺氣相去ラス、故ニ踏立モ未充分ニ相成難ク、殆ト困弊罷在候、併過日佐藤先生ニ診断ヲ受ケ候処、其申分ニ者生ニ於而者余程僥倖之由、大概十二八・九迄ハ該症ノ如キハ載断ニ罹リ候由ニ御さ候、唯々日之長キニ因果テ新聞帑

ヲ取入レ、之ヲ以テ聊カ鬱ヲ散シ申候、過日者前田氏帰省ニ付出發四・五日前通報致呉候得共、通信ハ不絶有之、且蔭中万不如意ニ付呈書も不致、不悪御寛海ヲ乞、先般兼而免役後府下ニ滞在之件願上置候所、早速御許容難有、是途も只今之処テハ免除之程モ確然難期、又免除ニ相成候モ周旋之上ニ非サレハ停不停モ亦難期、万一見込相外し候ハ、一日モ早ク帰村之方可然ト存候間、右予メ御承引被下度候、然共可成ハ今一刻苦致し、郷里ノ人ニ不笑様致度候ヘ共、何分六ヶ年も兵役之為ニ貴重之光陰ヲ費シ一事一芸之得ル無く、只馬齢ヲ加フル而已、誠ニ無用之長物トハ生等之云ニ御座候、是モ有心故造ニ出ルニ非ス、全ク血税ヲ納ムル為ニ此ニ至リシト雖、所謂醉生夢死之目ヲ免レサルハ不遺憾哉、斯ヲ以テ素志も不成レハ、再ヒ故里ニハ帰ル間敷ト存候ヘ共、孤母ハ堂ニ在リ、且昨年来之確約モ有之、家兄之御懇切ニ背クハ亦非道ト存候シ、常ニ之ヲ抑圧仕候、毎々斯ル寢言ヲ吐露致し、冒洗之罪御寛恕ヲ乞

過日者近來珍敷地震ニ而、当地験震器設置以來未曾有之由、震器七十九度ヲ表シ候由、此度前田等ヘ一書差出度候ニ付、序ニ当今之病容御報道ヲ兼如此御さ候、時下停々御愛身專一奉祈念候、書余讓後音、恐惶頓拜

伊藤景治

二月廿八日

尊兄 膝下

乍憚皆々様ヘ宣布

〔包紙〕播磨加東郡小野町 伊藤欣平様 要用書 平（ ）／東京（ ）町陸軍本病院拾壹番室 伊藤景治 二月廿九日發 三月五日着

〔註〕消印はカスレのため判読不能

【史料②】明治一三年三月二日（伊藤景治↓伊藤欣平）

（文書番号：一・一・一・七）

前田小弥太子本月十八日着京之由ニ而、翼十九日御托之書簡、教寄屋町止宿所ヨリ郵送致異、直ニ開緘奉拜読候所、其際不相変御拳家皆々様御無事之条悚悅無限奉恐賀候、随而小生逐日快方ニ趣、未室外之散歩ハ不得許可候得共、最早無杖ニ而モ六七間位ハ容易ニ出来得様ニ相成候間、此段御恣意被降度候、前田子モ帰着来流行眼□□而當中ニ於テ而加療中故、永井秀次子ニ託シ御伝言等具ニ拜承致、且又播地之実況モ逐一承リ大ニ安神仕候、○生此度該傷ニ付、免官之後滞府之義御照会候所、早速之御了承大ニ怡悅罷在候折柄、先日米散步ヲ始メシヨリ意想外之快氣ヲ得、随而全癒之上者再度応役之見込モ可有之様子ニ被相考、殆苦慮致居候、併シ軍役者今ニ・三年ニ而満期ニ相成候事故、左程故障無キニ至ラハ将来之僥倖ト存候間、未確然不相分候得共、生之現今推測□□予而申上置候也、○此度者生之辱中之鬱陶ヲ被懸御神頭、御菓子料御惠贈御厚志之段、難有鳴謝々々、○若シ素志之通り相成候ハハ、農学校ニ這入ニ・三年研究致度存付、依而該校入学之手続且規則等、或ル友人ニ聞合異候様依頼置候、彼農学者未開ス□□各府県へ屯・式名宛差遣シニ相成候様ニ承申候、生徒ニモ官私費ノニ様有之ト雖も、何分只今之処ニ而者政府ニ於テ専ラ勸奨被致御趣意ニ付、卒業之上ト雖モ本人之願ニ依而、元官費ニ而修業之者モ自由私業ヲ被當得様ニ承知致居候故、茲ニ至候也○此□□書面中ニ生ノ抑徴兵初年ヨリノ履歴之義者、記載之上御回送可致貴意ニ候哉、将夕生ニ可所持トノ事ニ候哉、御序ニ貴答ヲ乞、此回者老母上へ御返□□認兼候間、宜布御菓子料之御礼且御断等奉冀候、貴兄不相変日々御繁劇之条、乍婆心随季御加養惇々ニ奉希望候、先者貴酬当春之御動静伺旁呈拙筆候、書外後便ヲ期候也、草々不宣

三月三十一日

景治 拜

尊兄様 坐下

二啓、尊地ニ於テ而モ段々強盜或ハ竊盜ヲ働者有之由、誠ニ油断之出来難キ時節、貴兄者大概御不在勝之□□ニ付、御留守宅只老人婦女子而已故大ニ御案シ申上候、先年神山鏈治子神港へ出候後、御叔母上者如何、本家へ同居被致候哉、且同子モ不相変勉強致居候哉、御序ニ該況承度候、乍懼皆様へ宜布、以上

〔封筒表〕播磨国加東郡小笠 伊藤欣平様 要書 平静

〔封筒裏〕東京府下糶町陸軍本病院第拾番室 伊藤景治 三月卅一日発

四月六日到達 十三日返書

〔註〕消印はカスレのため判読不能